令 和 ５ 年 ３ 月 １ ５ 日

令 和 ５ 年 第 １ 回 和 束 町 議 会 定 例 会

（第２号）

和　束　町　議　会

令和５年第１回和束町議会定例会

会議録　（第２号）

招集年月日　　令和５年３月１５日（水）

招集の場所　　和束町議会議場

開閉議日時　　開議　午前　９時３０分

閉議　午後　４時０１分

出席議員（１０名）

１番	岡　田　　勇	２番	髙　山　豊　彦
３番	藤　井　清　隆	４番	村　山　一　彦
５番	吉　田　哲　也	６番	井　上　武津男
７番	岡　本　正　意	８番	畑　　武　志
９番	小　西　　啓	１０番	岡　田　泰　正

欠席議員（０名）

な　　し

職務のため議場に出席した者の氏名

事　務　局　長　　島　川　昌　代

書　　記　　西　田　絵　美

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀　忠雄
副町長	奥田　右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木　大
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北　広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	榎本由佳

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	３番　藤井清隆
	４番　村山一彦

議事日程（第２号）

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　広域連合議会の報告

日程第　３　議案第　２号　令和５年度和束町一般会計予算

議案第　３号　令和５年度和束町湯船財産区特別会計予算

議案第　４号　令和５年度和束町国民健康保険特別会計予算

議案第　５号　令和５年度和束町簡易水道事業特別会計予算

議案第　６号　令和５年度和束町下水道事業特別会計予算

議案第　７号　令和５年度和束町介護保険特別会計予算

議案第　８号　令和５年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

日程第　４　議案第１３号　和束町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第１４号　和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第　５　議案第１５号　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第１６号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第　６　議案第１７号　押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第　７　議案第１８号　和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第　８　議案第１９号　和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第２０号　令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）

議案第２１号　令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第２２号　令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第２３号　令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第１０　発委第　１号　和束町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第１１　発委第　２号　地域公共交通への支援強化を求める意見書

日程第１２　発議第　１号　インボイス導入中止、消費税減税を求める意見書

日程第１３　発議第　２号　保険証廃止とマイナンバーカードへの一元化の撤回を求める意見書

日程第１４　発議第　３号　新型コロナウイルス感染症の５類移行に関する意見書

日程第１５　委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前９時３０分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和５年和束町議会第１回定例会を再開いたします。

最初に、新型コロナウイルス対策としてのマスク着用が３月１３日より個人の判断に委ねられることとなりましたので、本議会議場におきましても同様に適用することとし、マスクの着脱は個人の判断の上で実施していただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、３番、藤井清隆議員、４番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、畑　武志議員。

○相楽東部広域連合議会議員（畑　武志君）

それでは、相楽東部広域連合議会の報告を行います。

令和５年３月６日に南山城村議会議場において令和５年第１回相楽東部広域連合議会定例会が開催されました。午前９時３０分から開会宣言に続き、まず副議長の選挙を行い、笠置町の西議員が就任されました。会期の決定、閉会中の委員会報告を行った後、３名の議員による一般質問が行われました。

初めに、私の方から、連合教育委員会の課題及び今後の教育行政の推進に向けた具体的な取組や和束小学校区の通学路の見直し、さらには、相楽東部クリーンセンターの今後の方向性について質問をいたしました。続いて、笠置町の坂本議員から、授業改善アドバイザーに関する質問、南山城村の久保議員から、クリーンセンター擁壁の

安全対策工事等に関する質問がありました。

続いて付議されました各議案について審議が行われました。

最初に、「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴うものとして、第１号議案として、相楽東部広域連合情報公開条例の一部改正について、第２号議案としては、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、第３号議案として、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正についてそれぞれ審議を行い、全員賛成により可決されました。

続いて、議案第４号　相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についても審議され、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第５号　令和４年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第３号）については、歳入歳出それぞれ３６万２，０００円を追加し、歳入歳出総額を８億３，４６６万円とするもので、府支出金の内示等に係る歳出事業への充当等に係る補正を行うもので、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第６号　令和５年度相楽東部広域連合一般会計予算についてでございます。歳入歳出総額を８億２，５０７万９，０００円とするもので、前年度との比較では２３５万２，０００円の減となっており、歳入財源のうち７億８，８４９万４，０００円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっており、各町村の体育協会に対する補助金及び事業実施に向けた指導の状況について、また衛生費の消耗品や備品について、無形文化財の振興等について質疑があり、審議の結果、全員賛成により可決されました。

最後に、人事案件である同意第１号　相楽東部広域連合教育委員会委員の任命の件について、村田年宏氏を全員賛成で同意され、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、閉会いたしました。

以上で、令和５年第１回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

日程第３、議案第２号から議案第８号まで、令和５年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算、以上７件を一括議題といたします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡田　勇議員。

岡田議員につきましては、腰痛のため自席において着座での報告の申出がありましたので、許可いたします。

○予算特別委員長（岡田　勇君）

ただいま議長から報告について、着座、そして自席ということをお許しいただきましたので、失礼ですが、そのままでさせていただきます。

予算特別委員会審査報告をいたします。

３月２日開会の令和５年第１回定例会に提案された議案第２号から議案第８号までの令和５年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の審査が予算特別委員会に付託をされ、３月７日と８日の２日間にわたり委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては初めに副町長から、当初予算の概要と主要事項の説明を受け、続いて、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けた。

令和５年度当初予算の一般会計予算額は４１億８，７３０万円、６特別会計の予算額は１９億５，０７０万円、合計額６１億３，８００万円で、本格的に建設工事が始まる総合保健福祉施設整備事業などが増えたことにより、前年度より１３．９％、７億５，０６０万円増額となる過去最大規模の予算編成となった。

昨年度、一昨年度においては、コロナ禍で制限がある中での事業実施となりましたが、令和５年度においては、国は、感染法上の分類について、２類相当からインフルエンザと同じ５類に引き下げる方針を決定され、３年に及ぶコロナ対策はやっと転換期を迎える形となりました。

主な事業の中で、子育て支援の充実に向けた予算では、子育て応援給付金と出産・子育て応援給付金を合わせて、新生児１人当たり３０万円を給付される。

小児インフルエンザ予防接種についても対象を中学３年生まで拡充され、また、小・中学校の給食費、修学旅行費の無償化や保育料、１８歳までの医療費無償化なども継続して実施される。

住民生活の安心・安全に向けた予算では、大型事業として取り組まれている総合保健福祉施設整備事業について、業務委託料や工事請負費、土地購入費など１０億３，８００万円余りが計上されており、同時に、府道木津信楽線からの接続道路として町道中溝学校線改良事業も計上されている。

祝橋や石寺橋整備事業についても引き続き事業が進められ、その他、下水道処理区域外の地域で、適切な維持管理の促進等を目的に合併処理浄化槽維持管理補助金が交付される。

また、複雑・多様化する災害に対応するため地域防災計画を見直される。

交流人口・関係人口の拡大に向けた予算では、地方創生推進交付金を活用し、茶文化体験や農山村体験、農村留学、サテライトオフィスの利活用の促進、グリーンスローモビリティ周遊観光事業や大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業など、波及効果を高める観光・交流産業が展開される。

農林業の振興に向けた予算では、農業次世代人材投資資金給付事業や和束茶ブランド確立事業、地域ブランド育成支援事業など実施。

また、新たな産業の創出として、環境と共生した生活スタイルを確立するため、ＳＤＧｓの取組を見据え、生ごみの堆肥化を行う地域循環型農業推進事業にも取り組まれる。

公共交通システムの充実に向けた予算では、奈良交通路線バスが、本年４月より原山・小杉間をデマンド交通に移行し、併せて、路線バスへの乗り継ぎや町内移動等の利便性の向上を図るため、引き続き、ＷａｚＣａｒの実証実験を実施される。

そのほか、高齢者対策や障害者支援の充実、移住・定住の促進、森林保全と地山・治水、京都府議会・町議会議員選挙に伴う経費など、第５次総合計画に基づく６つの施策に沿った予算の編成となっている。

これらの説明に対し委員からは、水道使用料について、令和４年度は、物価高騰対策で基本料金が免除されたが、令和５年度においても引き続き免除の考えは。令和４年度から使用料が改正され、使用料の上がり幅が大きく、滞納が増える心配があるが、状況は。

また、今後も予算全体での物価高騰対策への対応を何か考えておられるのか。国の動きを見極め、遅れることなく対応いただきたい。

下水道事業の課題として、毎年、一般会計から多額の繰入金が計上されている。人口が伸びない中、広域化の検討も進められている。こういった流れの中で、状況も踏まえ、下水道事業の運営については早急に検討する必要があるのでは。

総合保健福祉施設整備について、２年後完成の予定だが、物価高騰による資材調達等の心配はないのか。

町道中溝学校線改良事業において、本年度予算計上されているが、隣接する町道整備について住民が不信感を抱いておられる。特養わらくが建設されたときに町道拡幅の計画があったように思うが、今後の町道整備の方向性は。

乗合公共交通「ＷａｚＣａｒ」について、利用者が少ないように思う。４月以降の周知の取組や料金設定の見直しや乗降場所を増やすなど、来年度の運行について改良される点はあるのか。住民からの要望に応える形での運行形態に変えていくことが大事ではないか。また、「ＷａｚＣａｒ」で対応する原山・小杉間の運行縮小による路線バス対策補助金の算定基準はどうなるのか。

休日応急診療所について、本町からは月に何人ほど受診されているのか。負担金が他市町村に比べて高いように思うが、積算の根拠は。

町内医療機関でのコロナの検査体制について、５月以降も検査や診療業務の体制を

維持していただき、財政的な支援においても今後も引き続き国・府に要望していただきたい。

また、診療所の夜間診療の再開や訪問診療による在宅医療の提供の検討は。

地域循環型農業推進事業である家庭から出る生ごみの堆肥化について給食の残渣を活用してはどうか。事業を進めるに当たって必要な施設の検討は。

林業振興について、国際的にもＣＯ$_2$削減や自給自足が言われている中、伐採等についても大きな計画性の下、事業を進めていただきたい。

地産地消事業について、現在の取組状況や今後どういう方向で取り組むのか。いろいろ事業はあるが、住民が有効に利用できるよう発信し、継続的に大切な交付金事業を続けていただきたい。

雇用促進協議会が取り組んでおられる茶源郷エリアを中心とした都市農村交流を推進し、観光人口を拡大する様々な事業についての予算計上はあるのか。

茶源郷まつりの住民への周知方法は。営農組合からの参加もほとんどないように聞いている。農林業費からは、各営農組合への補助金を同様に執行されているが、活動内容によって補助金算定の基準を見直す予定はないのか。

そのほか、予算全般において今後どのようにまちづくりに発展されるのか。

文化庁京都移転文化創造・発信事業、空き家活用プロモーション委託料、移住専門人材による空き家開拓コーディネート事業等の内容は。

相楽東部未来づくりセンターのこれまでの成果と今後の取組は。

ふるさと納税寄附金について目標や取組は。

戸籍情報システム改修の内容は。

庁舎内のＩＴ化へのシステム改修の更新・見通しは。

シルバー人材センター設立に向けた取組は。

配食サービスの今後の見通しや紙おむつ購入補助金対象者の見直しの検討は。

合併処理浄化槽維持管理事業補助金の補助基準は。

トンネルの発破による騒音被害の状況は。

時機を失した事業が見受けられる。今後も抱えている問題１つ１つ着実に解決していかなければならないなど、多岐にわたり質疑や要望、意見が出されました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の６つの会計に反対討論を、また高山委員が一般会計に、藤井委員が国民健康保険特別会計に、井上委員が簡易水道事業特別会計に、吉田委員が下水道事業特別会計に、小西委員が介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

令和５年度一般会計予算ほか６特別会計予算の採決の結果は、次のとおりであります。

議案第２号　令和５年度和束町一般会計予算は、賛成者多数

議案第３号　令和５年度和束町湯船財産区特別会計予算は、賛成者全員

議案第４号　令和５年度和束町国民健康保険特別会計予算は、賛成者多数

議案第５号　令和５年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、賛成者多数

議案第６号　令和５年度和束町下水道事業特別会計予算は、賛成者多数

議案第７号　令和５年度和束町介護保険特別会計予算は、賛成者多数

議案第８号　令和５年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成者多数

以上のとおり本委員会は、令和５年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算６件を原案のとおり可決といたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

議案第２号から議案第８号まで、令和５年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の以上７件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の７件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２号から議案第８号、令和５年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の以上７件は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第１３号　和束町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第１４号　和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀　忠雄君）

議案第１３号及び議案第１４号の提案理由を申し上げます。

議案第１３号につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和５年４月１日から本町においても法律が直接適用されることとなるため、条例に委任された事項等を定める必要があり、和束町個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるものでございます。

議案第１４号につきましては、和束町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を踏まえ、和束町情報公開・個人情報保護審査会の組織及び調査審議の手続等を定めるため、和束町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めるものでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、説明。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１３号

和束町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

上記議案を提出する。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚めくっていただいたところが和束町個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。

議長のお許しをいただいておりますので、資料Ｎｏ．１３　和束町個人情報の保護に関する法律施行条例　概要に基づき説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

１．策定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和５年４月１日から本町においても法律が直接適用されることとなるため、条例に委任された事項等を定めるため、本条例を定めるものでございます。

２．概要

実施機関ということで、第２条関係でございます。

実施機関とは、町長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び財産区をいう。

次に、（２）開示請求に係る手数料等ということで第３条関係でございます。

アといたしまして、開示請求に係る手数料につきましては、無料となっております。

次に、イで、写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とさせていただくものでございます。

次に、（３）第４条関係でございます。本人の委任による代理人からの開示請求に係る措置でございます。

本人の委任による代理人から、開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、特に必要があると認めるときは、規則の定めにより、本人の意思を確認することができるということで定めさせていただいております。

続きまして、（４）ということで、第５条関係でございます。個人情報の適正な取扱いに係る審査会への諮問ということでございます。

この条例の改正等をしようとする場合で必要があるときは、和束町情報公開・個人情報保護審査会に意見を聞くことができるということで定めております。

３．施行期日等

（１）でございますが、施行期日につきましては令和５年４月１日。

（２）といたしまして、これまでの和束町個人情報保護条例の廃止ということで、和束町個人情報保護条例（旧条例）につきましては、廃止するものとさせていただきます。

（３）でございますが、旧条例の廃止に伴う経過措置といたしまして、旧条例に基づく守秘義務につきましては、従前の例による。

イといたしまして、施行日前に受け付けた旧条例に基づく開示請求等に係る開示等についても、従前の例によるということでございます。

なお、次の資料でございますが、令和５年３月１日付で、和束町個人情報保護審査会のほうから答申をいただいておりまして、今回の和束町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、原案に異議なしとの答申をいただいているところでございます。

次に、議案第１４号でございます。

議案第１４号

和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

上記議案を提出する。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりいただきたいと思います。こちらにつきましては、和束町情報公開・個人情報保護審査会条例になっております。

議長のお許しをいただいておりますので、２枚めくっていただきました新旧対照表の次になりますが、和束町情報公開・個人情報保護審査会条例　概要に基づき説明をさせていただきたいと思います。

１．策定理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する法律が改正され、現行の個人情報保護審査会等について見直すことになることに伴い、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、「和束町情報公開・個人情報保護審査会」として設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、概要でございます。

第１条関係、設置ということで、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、「和束町情報公開・個人情報保護審査会」を置くものとするものでございます。

第２条関係、所掌事務でございますが、アといたしまして、和束町情報公開条例、又は個人情報の保護に関する法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

次に、イといたしまして、個人情報の適正な取扱いに係る諮問に応じ調査審議すること。

ウといたしまして、特定個人情報保護評価書に関し調査審議すること。

次に、第３条関係でございます。組織につきましては、委員の人数、５人以内と定めるものでございます。

次に、第４条関係でございますが、委員につきましては、アといたしまして、委員は、識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

イといたしまして、任期は２年とし、再任を妨げない。

ウといたしまして、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということで、その職を退いた後も同様でございます。

次に、第５条関係でございますが、審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人及び実施機関の職員等の出席を求め、説明もしくは意見を聞き、又は調査をすることができるということで定めているところでございます。

１枚めくっていただきまして、施行期日等でございますが、こちらにつきましても令和５年４月１日となるものでございます。

今回の条例の制定に合わせまして和束町情報公開条例の一部改正ということで、実施機関の規定を改正し、情報公開審査会に係る規定を削除させていただきます。

次に、（３）でございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正もお願いいたします。

別表に規定のあった、「和束町情報公開審査会委員」及び「和束町個人情報保護審査会委員」の名称を「和束町情報公開・個人情報保護審査会委員」に改める

（４）経過措置といたしまして、アといたしまして、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員は、引き続いて和束町情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなします。

イといたしまして、現行の審査会等に対してされた諮問等は、和束町情報公開・個人情報保護審査会が引き継ぐものとさせていただきます。

ウといたしまして、現行の審査会等の委員に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務は、従前の例によるというものでございます。

こちらの条例制定につきましても、令和５年３月１日付で、和束町個人情報保護審査会のほうから答申をいただいております。

和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、原案に異議なしと答申をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

それでは、幾つか確認させていただきますけども、まず、前提の問題としてですけども、今回の条例というのは、これまでの町条例を廃止し、国の法の施行を適用するという条例になっております。これまでの町条例の目的というのは確認させていただきましたけども、町民の基本的人権の擁護と信頼される町政の実現を図りつつ、個人の権利・利益を保護することとされておりました。つまり、町民の人権として位置づけていた制度でありましたけども、その条例を廃止して、法のほうではそのような文言は全くなくて、単に個人情報の取扱いを目的とする制度に大きく後退しているというか、転換をしているというふうに私は感じました。

住民の権利の大転換である以上、それにふさわしく、こういったものを提案するときには住民にも、また議会にも丁寧に説明し、必要な情報提供を行って、事前に意見を聞く機会を保障する必要が私はあったというふうに考えております。しかし、全くそのような対応はなされておりません。

実際ここの議案につきましても、いわゆる施行条例があるだけで、要は、本体になる適用すべき本体の法律が一体何なのかですね、これまでと何がどう変わるのかということの概要も何も示されておりません。これは人権を扱ってきたものを大きく変えるという意味ではあまりに乱暴で雑な対応だというふうに言わざるを得ないと思うんですけども、提案書として町長はどうお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀　忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、国でこの法律を制定しているということです。その考えの立法精神と、今、質問がありました和束町のこれまでの条例の目的ですね、この辺のところはかなってるというふうに思ってます。立法精神はそこにあると私は信じております。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

何を信じておられるのかよく分かりませんけども、法律をよく見たら分かりますけど、今までの個人情報の考え方を大きく転換しております。

今までは人権として保護をしていくということが趣旨でしたけども、今回はいわゆるそれよりも民間企業等のいろんなそういうところが活用できると、そこに行政情報を積極的に提供していくというね、その範囲内で保護していくということが今回の法の趣旨になっていると。これは今まで人権のまちづくりを掲げてこられた和束町として本来相容れないんじゃないかというふうに私は思っておりますけども、内容はともかくとして、そういった意味でもやはりそういう大きい転換なわけですから、自治体によっては事前にパブリックコメントをされてる自治体もありますよ。ですから、そういう意味でも大変乱暴な対応であったというふうに言わざるを得ないと思います。

次に、法律では地方公共団体の責務というのがあります。その中に「地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」というふうにしておりますけども、和束町の特性に応じた必要な措置であるとか施策は今回策定されてますか。担当課で結構です。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本議員がおっしゃるように、個人情報の保護に関する法律第５条に先ほどお話しいただいた内容が定められております。しかしながら、国の法律の中で条例で独自の規定を定めることができないというふうになっておりますので、堀町長が申し上げましたように、法律の趣旨に合わせまして和束町が対応するという形になります。

和束町といたしまして、一番ここで大事なところというのが、今回の法律の改正により委任状が出された第三者の分につきましては、情報公開請求等もできるとなっておりますが、このあたりにつきましては当然大事な個人情報でございますので、本人確認の徹底、内容の間違いがないかの審査、そのあたりはさせていただきたいということで考えているところでございます。

特に、岡本議員もおっしゃったように、今回の法律改正に合わせまして一定デジタル社会の形成整備法という法律が基になっております。この中で法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置が定めることができるとなっておりますので、それに対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

今、言われましたように、今回の法改正というのは、いわゆる自治体の独自の裁量権というのはほとんど認められておりません。これは今まで個人情報保護に関しては地方自治体が先行して一定優れた制度としてやってきたと。それを国が乱暴にデジタル社会の形成という口実の下で行政の持つ個人情報を民間の利益活動であるとか、そ

ういったものに利活用しやすいようにしていこうということで改正が行われて、それが各全国の自治体がばらばらだったら進まないから、無理やり国の法律に全部統合すると。これはかつての地方分権とはまさに逆行する方向だと。全て国の基準に当てはめていくということが地方自治とも大変逆行するというふうに私は思うわけですけども、それも大変問題のある状況だと思うんですね。

次に、審査会の諮問というところがありますけども、「個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づき意見を聞くことが特に必要であると認められるとき」とありますけども、この「特に必要であると認めるとき」というのはどういう場合を想定されているでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、当然これまでの個人情報保護条例の中にございましたように、住民１人１人の権利・利益の保護が最優先であるということが前提になっておりますので、この内容で審査会のほうに審議をさせていただくという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

実はこれも国のほうはガイドライン等でかなり審査会の権限というものを弱める方向で指導というか提示しております。特に、今までは条例では、原則、基本的に諮問するという立場だったわけですけども、いわゆる「特に必要である」というふうにわざわざ入れてですね、特に必要じゃなかったらいいというようなことで、極力スッス

ッと行けるようにせよということが国からは指導されてたというふうに思いますけど、今、課長のほうから、一定、これまでの趣旨というものを基本に置いた対応はしたいとは言われましたけども、ここもそういう問題があるというふうに思っております。

次に、９条の条例ではですね、オンライン結合による提供の制限の項目がありましたけども、この扱いはどうなるのかですね。町の条例としては制限はかけてないと思いますけども、自治体の権限でこれもかけられないのかと。このデジタル法等の法律がかけられていた前にですね、日本弁護士連合会なども意見書を上げているんですけども、その中で、オンライン化における安全性の確保という課題を軽視しているというふうに指摘をされておりますけども、町の見解としてはどうお考えなのかですね。だから、オンライン結合による提供の制限をかけないで個人情報の安全性というのはどう確保されるのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

あくまで個人情報保護法の５章ということで第６０条から第１２６条まで、行政機関等における個人情報の取扱いについてということで法律では定められております。このあたりにつきましては、保有個人情報といたしまして、令和５年度の予算でも上げさせていただいたんですけども、「漏えい等が生じないよう、安全管理措置を講ずる」ということになっております。この中で、和束町といたしましては、専門業者に委託をさせていただきまして、各基幹系の情報の中身は適正なものであるか、また必要最小限の情報にとどめられているかというのを確認をさせていただきたいと思います。

また、本来この提供、また提供利用に関するルールにつきましても、法律のほうでは、利用目的以外の目的のために利用提供はしてはならないとなっております。

また、個人情報ファイル簿につきましても作成・公表することになっておりますので、この法律の趣旨にのっとって適正な管理に努めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

オンラインの結合について日弁連の意見書では、オンライン化における安全性の確保はデジタル社会を成立させるための基盤だというふうに指摘しているんですね。ですから、そういった規制をかけることを原則禁止するようなことは、逆に、デジタル社会におけるリスクを増大させて個人情報保護の後退をもたらすものだということで、かなり厳しい指摘をされております。そういった意味でも、やはりこういった部分での自治体としての自主的な適用というのが今後必要になってくると思いますので、私はぜひ要望いただきたいと思うんですね。

それと、法の１０７条以降の行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等というのがありますが、今回の法改正の目玉と言えるものだと思っております。匿名加工情報というのは、個人情報とされておりません。本人の許可なく第三者に提供できるとされて、法が目指す個人情報の利活用の中核だというふうに思います。ですけども、これ自身が情報漏えいの危険や悪用、民間による人権侵害など多くのリスクと問題を抱えていると思うんですね。当面、匿名加工情報の提案募集というのは、都道府県と政令指定都市等に限定をされておりますけども、法的には特に限定はしておりません。

将来的に例えば町として匿名加工情報の作成・募集・提供の見通しというのは考えておられるのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

行政機関等匿名加工情報の提供ということで、先ほど岡本議員からありましたように、法律の第１０９条２項のほうで定められておりますが、基本的には法律に基づく場合、それと行政機関の長等が利用目的のための保有個人情報を第三者に提供することができる場合において加工情報を提供できるとなっておりますが、当然、和束町長として、国の法律、また内容によりまして適正という判断があれば情報提供はする形になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員、最後の質問です。

○７番（岡本正意君）

この匿名加工情報というのは、いわゆる氏名とか、そういったものを加工して分からないようにした上で、個人情報というものを外して提供できるようにするということですけども、今のいわゆる本当にデジタル社会の中でこういったものが幾らでも外せるというかね、悪用されるというのは幾らでもあるわけで、そういった意味でも、この部分について、今後、町としてそういったことがあり得るというのは大変問題だというふうに思いますし、ここは慎重な対応が必要だと思います。

最後にですね、経過措置の中に旧条例第２条第２号に規定する個人情報についての取扱制限の期日はあるが、それ以外、例えば第３号の要配慮個人情報、また第４号の保有個人情報などの期日はありません。それはなぜなのか。そこが区別されておりますけども、２号については制限期日はありますが、それ以外はないというのはどういう理由なのか、その辺について説明いただきたいというふうに思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和束町個人情報保護条例の中の個人情報の保護、また守秘義務というところで附則のほうで経過措置として入れさせていただいております。

また、今後でございますが、法律等におきまして規定されておりますのが要配慮個人情報、また条例要配慮個人情報として法律で定めることができるというふうになっておりますので、必要な際に条例の一部改正等を提案させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第１３号　和束町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１３号　和束町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については原案のとおり可決されました。

議案第１４号　和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１４号　和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時３５分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時２３分～午前１０時３５分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、議案第１５号　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第１６号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀　忠雄君）

議案第１５号　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第１６号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員においても同様の措置が講じられることとなったため、職員の定年年齢や役職定年制、再任用制度等についての規定及び関係条例を整備するため条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１５号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりいただいたところにありますのが職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

議長のお許しをいただいておりますので、少しページをめくっていただかないといけないんですけども、条例の後に新旧対照表、その後に概要をつけさせていただいております。こちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例　概要でございます。

１．改正の理由

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員においても同様の措置が講じられることになりました。国家公務員と同様に地方公務員の定年年齢の６０歳から６５歳まで２年に１歳ずつ引き上げられることや、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入等について定めるため、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。

次に、２番といたしまして、改正の内容でございます。

１つ目といたしまして、定年年齢が引き上げされます。

地方公務員法の規定により、国の職員に準じて定年年齢を条例で定めることとされているため、所要の改正を行うものでございます。

次に、２番目といたしまして、役職定年制の導入でございます。

地方公務員法の改正に伴い、国及び他の地方公共団体との均衡を失しないよう配慮して条例で定めることとされているため、所要の改正を行わさせていただくものでご

ざいます。

次に、３番目でございますが、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。

地方公務員法の改正に伴い、６０歳に達した日以降定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度の導入に伴い、条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の概要の４点目でございます。情報提供・意思確認制度の新設ということで、職員が６０歳に達する年の前年に６０歳以降の任用、給与等の制度について情報提供させていただき、６０歳以降の勤務の意思を確認するよう努めることについて定めるものでございます。

５点目でございますが、再任用制度から暫定再任用制度への移行ということで、現行の再任用制度が廃止されることに伴い、暫定再任用制度への移行について定めるものでございます。

３番目といたしまして、改正条例の施行日でございますが、令和５年４月１日でございます。

続きまして、議案第１６号の説明をさせていただきます。

議案第１６号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりいただいたのが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

議案第１５号で申し上げました職員の定年に関する条例の一部改正に伴いまして、こちらのほうの条例の改正が必要になりましたので、よろしくお願いしたいと思いま

す。

議長のお許しをいただいておりますので、一部改正条例の後に新旧対照表を載せさせていただいております。

その後に今回の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要をつけさせていただいておりますので、こちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

１．改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い改正される「職員の定年等関する条例」と現行の関係条例との整合性を図るため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めさせていただくものでございます。

改正の内容でございます。

第１条、こちらは和束町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正になります。

地方公務員法の改正に伴い再任用制度が変更となるため、所要の改正を行うものでございます。

第２条関係でございます。和束町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても地方公務員法の改正に伴い再任用制度が変更となるため、所要の改正を行うものでございます。

第３条でございますが、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。

地方公務員法の改正による管理監督職上限年齢制の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第４条、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正でございます。

地方公務員法の改正に伴い再任用制度が変更となるため、所要の改正を行うもので

ございます。

第５条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

こちらにつきましても、地方公務員法の改正に伴い、再任用制度の変更と育児休業できない職員の規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、第６条関係でございますが、和束町職員の給与に関する条例の一部改正。

地方公務員法の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入及び当分の間、６０歳を超える職員の給料月額は６０歳前の７割水準に設定すること等について規定するため、所要の改正を行うものでございます。

第７条、職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても、地方公務員法の改正に伴い再任用制度が変更となるため、所要の改正を行うものでございます。

第８条、和束町職員の再任用に関する条例の廃止。

地方公務員法の改正に伴い定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、当該条例を廃止させていただくものでございます。

めくっていただきまして、附則といたしまして経過措置でございますが、地方公務員法の改正に伴い設置される「暫定再任用職員」の給与、服務等に規定するものであります。

３番目でございますが、改正の条例の施行日につきましては、令和５年４月１日でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

６番、井上議員。

○６番（井上武津男君）

１点だけお聞きしたいんですけれども、暫定再任用職員の場合、前のいわゆる役職はそのままでされるんですか。それとも、それはそれでなくなってしまって、そして

新しい方が新しい職に就くということなんでしょうか、お聞きしたいです。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

暫定再任用につきましては、本年度末をもって６０歳で退職をされる方までが対象になってくる制度でございます。ですから、６５歳までにつきましては、週５日、私たちと同じような勤務形態でするんであれば、課長職であれば課長補佐もしくは主任の職に、課長補佐であれば主任、また主査クラスになって再任用として６５歳まで働いていただける制度でございますので、現在課長につきましては、６０歳をもって一応役職は降りるというふうになっておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第１５号　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１５号　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第１６号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１６号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第１７号　押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀　忠雄君）

議案第１７号　押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由を申し上げます。

国において行政手続の見直しが進められる中、地方公共団体においても押印の見直しに積極的に取り組むよう求められているところであります。これらを踏まえ、本町においても行政手続における住民の負担軽減及び利便性向上による行政サービスの充実を図ることを目的として、押印に関する規定を見直すため、関係条例の一部を改正いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案を説明させていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１７号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりいただきたいと思います。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

第１条　固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第７条第３項、第８条第５項及び第８項、第９条第２項並びに第１０条第２項中「押印」を削る。

次に、第２条でございます。

第２条　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

別記中「印」を削る。

第３条　和束町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

様式第１号中「印」を削り、様式第１号及び様式第２号中「昭和」を削る。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料Ｎｏ．１７といたしまして、今回の条例改正に係る新旧対照表を載せさせていただいております。

今回、押印の見直しに伴う関係条例の精査をさせていただいたところ、条例に該当する項目につきましては、この３条例でございます。

その他規則・要綱・規定等につきましては所管課で見直しを進めているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１７号　押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１７号　押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第１８号　和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀　忠雄君）

議案第１８号の提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法第３４条第３項に基づく、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、同法第３４条第２項に基づき、市町村の条例改正が必要となったので、「和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の所要の改正をいたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

それでは、私から、議案第１８号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１８号

和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりください。

和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第２６条を次のように改める。

第２６条　削除

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

次のページに資料Ｎｏ．１８として新旧対照表を載せさせていただいております。

さらに１枚おめくりください。

事前に議長のお許しを得ておりますので、概要に基づき説明させていただきます。

和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　概要

１　改正理由でございます。

令和４年１２月１６日付で公布された「民法等の一部を改正する法律」により、民法から親権者の懲戒権に係る民法旧法第８２２条を削除する改正が行われることに伴い、併せて児童福祉法第３３条の２第２項及び第４７条第３項が改正されました。ついては、子ども・子育て支援法第３４条第３項及び第４６条第３項の規定に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が児童福祉法第４７条第３項の改正により改正が生じましたので、子ども・子育て支援法第３４条第２項及び第４６条第２項の規定により、市町村の条例改正が必要となりました。

２　改正条例の概要といたしまして、児童福祉法第４７条第３項の規定において規定されていた児童福祉施設の長による懲戒に関する規定が削除されたことに伴い、特定教育・保育施設の管理者の懲戒権の濫用を禁止する規定を削除するものでございます。

ほか、改正に伴う所要の整備でございます。

３　条例の施行予定日といたしましては、公布の日ということでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

１点確認ですけども、改正条例の概要ということで、いわゆる児童福祉施設の長による懲戒に関する規定が削除されたことに伴って、特定教育・保育施設の管理者の懲戒権の濫用を禁止する規定を削除するというふうに文言としてはなっておりますけども、この児童福祉施設の長によるという部分の具体的なケースというのはどのように

考えればよいのかだけ説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北　広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、まず初めに、民法の一部が改正されたということがございます。これにつきましては、各施設の長、また親権者に係る懲戒権ということで、子供に対するしつけの際のいわゆる体罰等は児童虐待防止法等により当然禁止されておりますので、これが正当化する口実に利用されかねない法律であるということがありましたので、削除されました。これにより、体罰等しつけに対してはそういうことが一切起こらないようにすると。それが児童福祉法等々で示されています児童福祉施設、和束町におきましては特に保育園等が該当するものでございます。こちらについて該当するもので、これによりまして児童等のしつけとかにつきましては、子供の人権と人格を十二分に尊重した中で進めていくということで、今回の法改正は行われましたので、本町の条例の一部改正のほうを提案させていただいた次第でございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１８号　和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１８号　和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第１９号　和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀　忠雄君）

議案第１９号の提案理由を申し上げます。

児童福祉法第３４条の１６第２項の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同法第３４条の１６第１項に基づいて、市町村の条例改正が必要となりましたので、「和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正いたしたく、ここに提案させていただいた次第あります。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、説明。

○福祉課長（北　広光君）

それでは、私から、議案第１９号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いします。

議案第１９号

和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりください。

こちらに改正条例を載せさせていただいております。

もう１枚おめくりいただきまして、資料Ｎｏ．１９で新旧対照表のほうをつけさせていただいています。

さらに１枚おめくりいただきまして、議長のお許しを得ておりますので、概要によって説明させていただきます。

和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例　概要

１　改正の理由でございます。

令和４年１１月３０日付で公布された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」、令和４年１２月１６日付で公布された「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」及び、令和４年１２月２８日付で公布された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、児童福祉法第３４条の１６第２項の規定に基づく「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、同法同条第１項の規定により、市町村の条例改正が必要となりました。

２といたしまして、改正条例の概要でございますが、利用乳幼児の安全の確保を図るために、家庭的保育事業所等ごとに安全計画を策定することを求められました。

家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等と併せて設置されているとき、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じて家庭的保育事業所等の職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

家庭的保育事業所等は、その勤務する職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等を定期的に実施するように努めることを求める。

利用乳幼児の事業所外での活動や移動等のために、自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、所在を確認することを求める。

児童福祉施設の長による懲戒に関する規定が削除されたことに伴い、家庭的保育事業者による懲戒権の濫用を禁止する規定を削除する。

ほか、改正に伴う所要の整備でございます。

３　条例の施行予定日といたしましては、令和５年４月１日。ただし、第１３条の改正規定は公布日から施行するということでございます。

今回の条例改正によりまして、特に和束町では保育園に係るものでございますが、安全計画の策定、また自動車等を運行する場合における利用乳幼児の所在の確認を確実に義務づけるというもので、特に園外活動などで自動車・バス等を運行利用する場合の乗降の際の点呼等の方法によって、園児等の所在を確実に確認する。これにより、安全管理を徹底するものでございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

確認ですけども、今回の条例、今、和束保育園ということで対象というような話が少し出てましたけども、和束町では家庭的保育事業等という部分でいいますと、和束保育園のみが対象になるのかどうかを確認したいのと、それと、この間、置き去りの事例というのが発生をして、その上で死亡される子供さんとかが出たことなどを受けて安全確認を徹底するという意味でその措置を取るということが一つの大きい事例だ

と思うんですけども、いわゆる安全計画といった場合の、どういう中身を計画に盛り込まれるのかということですね、そのあたりを少し説明いただけますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北　広光君）

今の岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

これは確かに今、私の説明の中で和束保育園中心に説明をさせていただきましたが、これにつきましては、和束児童クラブのほうにつきましても該当するものでございます。

これにつきましては、今、岡本議員からもありましたように、昨年９月に起こりました送迎用バスの園児の置き去りの事件に大きく起因するもので、今回、子供のバスの送迎、安全徹底プランというのが義務づけられ、昨年の１０月から取りまとめられたところでございます。

この安全計画につきましては、従来持っておる安全計画にさらに送迎バス等での乗降、こちらのほうを確実に子供の所在を確認する、こっちが物すごく大きく盛り込まれておるんですが、それ以外にも、先ほど少し申し述べましたが、感染症を含めた中での保育園での安全の徹底、また、災害等が起こりましたときの避難誘導等を含めた中での全ての安全管理、こちらのほうが再確認し、現行の安全計画の中身をさらに、より細かく強固につくっていくというものでございます。

これに伴いまして、当然ではございますが、関係職員また関係保護者の方につきましてもこちらのほうを説明させていただきながら、より安全で快適な児童クラブなり、保育園なりの運営を進めていくものでございます。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

今回の全国的な置き去りとかの部分での問題というのは、もちろん職員の方、保育士さんとか指導員の方が見落としたりとかいった部分で、その方の個人的な責任というものはもちろんあるんですけども、ただ、やはり言われてますように、こういう保育現場であるとかいう部分の人手不足ですね、いわゆる保育園でありますと今の法律としては合致するかもしれないけども、今、国会でも結構話題になっておりますけども、基本的に子供の人数に対する保育士の配置というのが日本は大変多いということで、それは異次元のどうのこうのというんであれば、まずそういうところをちゃんと国際基準にもっと合わせていくべきじゃないかという話もありますけども、和束保育園の場合は今かなり子供が減っておりますので、そのあたり実態はどうかということもあるんですけども、特に乳児あたりの子供さんが結構多く入所されている面もありますので、今後、国に対しても、子供に対する配置基準というものの見直しを強く要望いただきたいというのがあるのと、これは町長にそういったこともぜひ要望いただきたいということをお尋ねしておきたい。

あとは感染症等のコロナもありまして、かなりこの間ご苦労いただいたとは思うんですけども、コロナが仮に安定するというか、一定、収束をしていくことがあったとしても、今後やはり類似の感染症がまた拡大するということも大変考えられると思うんですね。そういう意味では、現場でのこういったものに対する専門職を配置していくと。保育士自身はもちろん一定そういった知識はありますけども、看護師であるとか、保健師であるとか、こういう感染症に、より知見のある方を極力常駐させていくということが今後考えていただきたいというふうに思っております。その辺、今後の見通しも含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀　忠雄君）

まず、保育園の先生方の体制ですね、こういったものは当然充実していく、そして

変化に応じた対応をしていく、これは大事であろうと思います。逆に、今、和束町は児童数が減ってきているということでありますが、全体的にはそういったものにはきちっと配慮する考え方というのは大事だと思っております。

それと併せまして、社会の変化、ご案内のとおり、保育所というのは保育にかける、その点をどうしていこうかというところに今まで力点を置かれてきましたが、年々社会状況も変わってきて、１つ１つ対応が変わってきておりますが、今、議員のご質問にもありましたように、今回の変化の中に対応していくというのは大事だと思っておりますので、これは機会あるごとにそういったことを意見は述べていくというのは大事だと思っておる。これは末端市町村に対応している首長としては、そういった気づきのところから声を上げるというのが大事だと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

最後にしますけども、今、言われましたように、時代とともに保育所とか児童施設が求められるものが大変多くなってきていると思います。特に私の経験からも、例えば今、保育園の小さな子供たちにしても、言葉の問題で出にくいであるとかいうものに気づいていただくことも大事ですし、また、今よく言われます性の多様性というものもある中で、そういう小さな頃からＬＧＢＴＱ等の性自認であるとか、いろんなそういったものが芽生えてくる兆しというか、そういったものもかなり最近は強く指摘されるようになってきました。

今、３年ほどコロナのマスクの問題がずっと言われてますけども、やはりマスク着用の下で子供たちに与えた影響というものも今後大きく影響も出てくるということも言われております。そういった意味でも、いろんな小さな兆しも見逃さないような意味でも、ぜひ現場での職員体制、また専門性についてぜひ強化をいただきたいと、こ

れは要望だけさせていただいて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１９号　和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１９号　和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

この後、総務厚生常任委員会が開催されますので、委員の皆さんは委員会室にお集まりいただくようお願いいたします。

休憩（午前１１時１４分～午後１時３０分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９、議案第２０号　令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）、議案第２１号　令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第２２号、令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）、議案第２３号　令和４

年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）、以上４件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀　忠雄君）

議案第２０号から議案第２３号の提案理由を申し上げます。

議案第２０号　令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、「地域福祉基金」や「すこやかエンジェル基金」等への積立て、また、各事業の完了・精査に伴う減額等において、

議案第２１号　令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、事業勘定における一般被保険者療養負担金の増額において、直診勘定における医師派遣に係る報償金等の減額等において、

議案第２２号　令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、地方公営企業法適用支援業務の精査に伴う減額等において、

議案第２３号　令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、簡易水道事業と同じく、地方公営企業法適用支援業務の精査に伴う減額等において、

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第２０号

令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）

令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４，９１０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８億７，５２０円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」による。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりください。

第１表　歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入からでございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

１１款地方交付税、１７億６，８８８万２，０００円、６，８２９万８，０００円、１８億３，７１８万円。

１５款国庫支出金、４億７，６４４万２，０００円、△１，２１４万７，０００円、４億６，４２９万５，０００円。

１６款府支出金、２億１，５０８万円、△９６０万１，０００円、２億５４７万９，０００円。

１８款寄付金、７５万４，０００円、２０７万３，０００円、２８２万７，０００円。

１９款繰入金、１億７，２９４万３，０００円、△７，２９４万円、１億３，０００円。

２１款諸収入、５，９９４万７，０００円、６，０５１万７，０００円、１億２，０４６万４，０００円。

２２款町債、６億５０万円、△８，５３０万円、５億１，５２０万円。

歳入合計、３９億２，４３０万円、△４，９１０万円、３８億７，５２０万円。

１枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

１款議会費、５，３４５万８，０００円、△７１万９，０００円、５，２７３万９，０００円。

２款総務費、６億２，４４５万６，０００円、５４万６，０００円、６億２，５００万２，０００円。

３款民生費、１２億４，５６７万５，０００円、２９２万１，０００円、１２億４，８５９万６，０００円。

４款衛生費、５億３，６０３万１，０００円、△３４９万２，０００円、５億３，２５３万９，０００円。

５款農林業費、１億５，５１５万６，０００円、△１，９５７万３，０００円、１億３，５５８万３，０００円。

６款商工費、１億２，２８４万４，０００円、△１０５万５，０００円、１億２，１７８万９，０００円。

７款土木費、３億７，２０４万７，０００円、△１，１０１万９，０００円、３億６，１０２万８，０００円。

８款消防費、２億７０６万２，０００円、△４５４万２，０００円、２億２５２万円。

１０款災害復旧費、１，７５６万５，０００円、△１，２１６万７，０００円、５３９万８，０００円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

１枚おめくりください。

続きまして、第２表　繰越明許費補正でございます。

１．追加

款、項、事業名、金額の順に説明させていただきます。

２款総務費、１項総務管理費、生活支援燃料券事業、６１７万５，０００円。

同款、同項、和束町文化的景観調査事業、３１３万２，０００円。

同款、同項、地籍調査事業、４５万円。

３款民生費、１項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、７００万円。

４款衛生費、１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、１００万円。

６款商工費、１項商工費、石寺景観前駐車場整備事業、３５０万円。

７款土木費、２項道路橋りょう費、町道維持補修事業、１，４５０万６，０００円。

同款、同項、祝橋整備事業、４，４４６万４，０００円。

同款、同項、町道撰原下島線拡幅改良事業、５，７４６万９，０００円。

同款、３項河川費、河川浚渫事業、６５１万２，０００円。

１０款災害復旧費、１項農林業施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業、２００万円。

１枚おめくりください。

続きまして、第３表　地方債補正でございます。

１．追加ということで、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、２３０万円、証書借入又は証券発行、年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、

又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続きまして、変更でございます。

こちらにつきましても、起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、３，９２０万円、証書借入又は証券発行、年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後の限度額が２，３１０万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以下、次の事業からは補正前の限度額、補正後の限度額という説明にさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、１億９，８７０万円、１億２，７３０万円。

すこやかエンジェル基金積立事業（過疎対策）、６００万円、２，３５０万円。

和束保育園改修事業（過疎対策）、１億５，７８０万円、１億５，３５０万円。

和束保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、１，６７０万円、１，６３０万円。

１枚おめくりください。

舗装維持管理事業（過疎対策）、４１０万円、４２０万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、４，４９０万円、４，７１０万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、９１０万円、９００万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、２，６１０万円、２，３８０万円。

河川浚渫事業（緊急浚渫推進事業）、３，０００万円、２，５００万円。

防火水槽設置事業（緊急防災・減災事業）、１，８００万円、１，５８０万円。

災害復旧事業、５６０万円、０円。

計でございますが、補正前につきましては５億５，６２０万円、補正後の限度額でございますが、４億６，８６０万円となります。

続きまして、予算に関する説明書Ｎｏ．２０　令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）に基づきまして説明を続けさせていただきます。

１ページから４ページまでは議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、歳入の主な補正額、説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

１１款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、補正額が６，８２９万８，０００円でございます。こちらにつきましては、令和４年度の普通交付税の確定に伴いまして増額補正をさせていただく分でございます。６，８２９万８，０００円であります。

次に、１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、補正額が△６３９万円。主な内容でございますが、社会福祉費負担金の障害者医療国庫負担金で△３５０万円、５４節児童手当国庫負担金、児童手当の国庫負担金として△２８９万円計上させていただいております。

同款、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、補正額が△３９０万１，０００円でございます。こちらの主な内容でございますが、１節総務管理費補助金で、個人番号カード交付事務費補助金△７０万８，０００円、また個人番号カード交付事業費補助金△１６６万９，０００円が主な内容でございます。

１枚おめくりください。７ページ、８ページをお願いします。

１６款府支出金、２項府補助金、１目総務費府補助金で△５１８万円でございます。こちらの主な内容でございますが、総務費管理補助金で移住促進住宅整備事業費補助金△１８０万円、結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金△２００万円、きょう

と連携交付金（景観保全事業）△１６３万円が主な内容でございます。

同款、同項、２目民生費府補助金、補正額が８５１万７，０００円でございます。こちらにつきましては、１節社会福祉費補助金できょうと連携交付金（総合保健福祉施設整備事業）に係ります交付金８５１万７，０００円を計上させていただいております。

同款、同項、４目農林業費府補助金、△８８６万４，０００円でございます。主な内容でございますが、１節農業費補助金△６９９万円、このうち茶園環境改善事業補助金が△１６０万円、共同製茶等省力化推進事業補助金で△４４３万５，０００円が主な内容でございます。

次に、１８款寄付金、１項寄付金、３目総務費寄付金で補正額が２０７万３，０００円でございます。こちらにつきましては、和束町のふるさと応援寄附金で、こどもからお年寄りまで元気なまちづくりで４９万７，０００円の増額、生業景観を守るまちづくりで１５７万６，０００円の増額の予算を計上させていただいております。

１９款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、補正額が△８，１３８万１，０００円。こちらにつきましては、財政調整基金繰入金を８，１３８万１，０００円減額をさせていただいております。

同款、同項、５４目地域福祉基金繰入金、補正額が１，３１０万１，０００円。こちらについては、地域福祉基金繰入金１，３１０万１，０００円を増額補正させていただいているところでございます。

同款、同項、５８目豊かな森を育てる基金繰入金、△６１０万円でございます。こちらについては、豊かな森を育てる基金繰入金６１０万円を減額補正させていただいております。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

２１款諸収入、４項雑入、１目雑入、補正額が６，０５１万７，０００円でございます。主な内容でございますが、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金精算金６，０

５２万円計上させていただいております。

２２款町債、１項町債、１目総務債で補正額が△１，６１０万円。こちらにつきましては、１節総務管理債で過疎対策事業債（路線バス維持管理事業）△１，６１０万円。

また、同款、同項、２目民生債、△５，８６０万円でございます。主な内容でございますが、１節社会福祉債で総合保健福祉施設整備事業に係る過疎対策事業債で△７，１４０万円を、２節児童福祉費では１，２８０万円の増額でございます。こちらについては過疎対策事業債（すこやかエンジェル基金積立事業）として１，７５０万円の増額補正を、また過疎対策事業債（保育園改修事業）として△４３０万円を計上させていただいております。

同款、同項、９目災害復旧債、補正額が△５６０万円でございます。こちらにつきましては、農林業施設災害復旧債△２６０万円、公共土木施設災害復旧債△３００万円が内容でございます。

１１ページ、１２ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、補正額、主な説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、２目企画費で△９３０万１，０００円でございます。主な補正の内容でございますが、１８節負担金補助及び交付金ということで△１，１１２万４，０００円、このうち事業といたしまして、移住・定住促進事業費で△７１０万円、内訳といたしまして、子育て・三世代同居等応援住宅総合支援補助金で△４９０万円、移住促進住宅整備事業補助金で△１８０万円、また積立金として２０７万３，０００円の増額補正を計上しております。こちらにつきましては積立金ということで、ふるさと応援寄附金基金積立金として２０７万３，０００円計上をさせていただいております。

次に、１３ページ、１４ページをお願いいたします。

同款、同項、１３目諸費ということで、補正額が１，５４６万９，０００円でございます。こちらにつきましては、２２節償還金、利子及び割引料ということで、国・府返還金１，５４６万９，０００円計上をさせていただいております。

同款、３項戸籍住民登録費、１目戸籍住民登録費で△２３７万７，０００円。こちらにつきましては、主な内容が１８節負担金、補助及び交付金で地方公共団体情報システム機構負担金△１６６万９，０００円が主な内容でございます。

１５ページ、１６ページをお願いいたします。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、補正額が△３８０万９，０００円でございます。主な内容でございますが、自立支援医療給付事業費で△７００万円を、また総合保健福祉施設整備事業の総合保健福祉施設整備設計業務委託料で△１，７３５万４，０００円を、また工事請負費で△３，５２１万４，０００円を、こちらにつきましては工事請負費で△８００万円、また解体撤去の工事請負費で△２，７２１万４，０００円減額の計上をさせていただいております。増額補正につきましては、地域福祉基金積立金としまして、先ほど歳入でも申し上げましたが、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金精算金６，０５２万円をこちらのほうで計上させていただいております。

１７ページ、１８ページをお願いいたします。

同款、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費で補正額が１，１２７万円でございます。主な内容でございますが、児童手当給付事業費、児童手当分で△４１８万円を、また増額補正になりますが、すこやかエンジェル基金積立金で１，７５０万円補正を計上させていただいております。

同款、同項、３目保育所費で△３７９万４，０００円。こちらにつきましては、事業完了に伴います工事請負費、和束保育園耐震改修事業△３７９万４，０００円でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、△３７１万２,０００円でございます。主な内容でございますが、相楽郡広域事務組合分担金（休日応急診療所）分で△１１３万２,０００円を、また国保直診勘定繰出金で△２５８万円を計上させていただいております。

１９ページ、２０ページをお願いいたします。

５款農林業費、１項農業費、３目農業振興費で△３１２万円。主な内容でございますが、１８節負担金補助及び交付金で農業経営継承・発展等支援事業補助金△３００万円。

次に、同款、同項、４目茶業振興費、△６６３万９,０００円でございます。主な内容が、１８節負担金、補助及び交付金で、茶園環境改善事業費補助金△１７６万円、共同製茶等省力化推進事業補助金△４８７万９,０００円を予算計上させていただいております。

同款、２項林業費、２目林業振興費で△９８１万４,０００円。主な内容でございますが、松くい虫防除委託料△２１７万８,０００円、湯船森林公園管理事業費の工事請負費で△１５０万円、森林経営管理事業の業務委託料で△６１０万円が主な内容でございます。

２１ページ、２２ページをお願いいたします。

７款土木費、２項道路橋りょう費、２目道路維持費で△３６６万円。こちらにつきましては、１２節委託料、道路維持補修費、測量設計業務委託料△３００万円が主な内容でございます。

同款、同項、３目道路新設改良費では△６０万円。主な内容といたしまして、橋りょう長寿命化修繕事業、橋りょう点検調査業務委託料で△２８０万円、祝橋整備事業の工事請負費で５８０万円の増額補正を計上させていただいております。

２３ページ、２４ページをお願いいたします。

同款、３項河川費、１目河川総務費、補正額が△５００万円でございます。１４節

工事請負費で５００万円の減額補正を計上させていただいております。

８款消防費、１項消防費、３目消防施設費で△３１７万２，０００円。１４節工事請負費で消防施設整備事業費、地下式防火水槽の工事請負費△３１７万２，０００円でございます。

１０款災害復旧費、１項農林業施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費、△３４７万４，０００円。２５ページ、２６ページでございますが、こちらにつきましては、工事請負費、委託料、測量設計業務委託料△１９７万４，０００円、農業用施設災害復旧工事費△１５０万円。

同款、同項、２目農地災害復旧費、△２５２万１，０００円。こちらにつきましても、１２節委託料、１４節工事請負費といたしまして、測量設計業務委託料△１０２万１，０００円、農地災害復旧工事費△１５０万円でございます。

同款、２項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁施設災害復旧費、△２８０万円。こちらにつきましても１２節委託料、１４節工事請負費でそれぞれ測量設計業務委託料で△２００万円、道路橋りょう災害復旧工事費で△８０万円。

同款、同項、２目河川災害復旧費で補正額が△３３７万２，０００円。１２節委託料、１４節工事請負費でそれぞれ測量設計業務委託料で△２００万円、工事請負費で河川災害復旧工事費△１３７万２，０００円を計上させていただいているところでございます。

なお、ほかの特別会計につきましては、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、説明をお願いします。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうからは、議案第２１号のご説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第２１号

令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，５００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億３，０６０万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２７０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，６５０万円とする。

２　事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりいただきまして、まず、事業勘定の第１表　歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

４款府支出金、４億５，６９２万５，０００円、２，５００万円、４億８，１９２万５，０００円。

歳入合計、６億５６０万円、２，５００万円、６億３，０６０万円でございます。

１枚おめくりいただきまして、続いて歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

２款保険給付費、４億３，５９４万円、２，５００万円、４億６，０９４万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

資料Ｎｏ．２１　予算に関する説明書により説明を続けさせていただきます。

１ページから４ページは議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

ではまず、５ページ、６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

４款府支出金、２項府補助金、１目保険給付費等交付金、補正額２，５００万円でございます。

１枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、補正額２，５００万円。一般被保険者療養給付負担金でございます。こちらは保険医療機関への支払いに充てるものとなっております。

以上、令和４年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明とさせていただきます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

続きまして、私のほうから、議案第２１号　令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては先ほど税住民課長から説明がありましたので、私からは、第１表　歳入歳出予算補正からご説明させていただきます。

予算書のほうをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

４款府支出金、１５７万８，０００円、△１２万円、１４５万８，０００円。

７款繰入金、３，８９８万４，０００円、△２５８万円、３，６４０万４，０００円。

歳入合計でございます。補正前の額９，９２０万円、補正額△２７０万円、計９，６５０万円でございます。

１枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

１款総務費、７，０３３万９，０００円、△２５８万１，０００円、６，７７５万８，０００円。

２款医業費、２，８５４万８，０００円、△１１万９，０００円、２，８４２万９，０００円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（直営診療施設勘定）Ｎｏ．２１によりご説明申し上げます。

１ページから４ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

５ページ、６ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

４款府支出金、２項府補助金、１目医業費補助金、補正額△１２万円。

１節医療費補助金で新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金で△１２万円でございます。歳出におけます備品購入費の減に伴うものでございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額△２５８万円。

１節一般会計繰入金で同額の減額でございます。歳出におけます一般管理費の減に伴うものでございます。

続きまして、１枚おめくりいただきまして、７ページ、８ページをお願いいたしま

す。

歳出でございます。

１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費、補正額△２５８万１，０００円。

内訳といたしまして、７節報償費で△１６８万１，０００円、１２節委託料で△９０万円。いずれも非常勤医師の勤務日数の確定に伴うものでございます。

２款医業費、１項医業費、２目医療用消耗器材費△１１万９，０００円、１７節備品購入費で感染症遺伝子検査装置として△１１万９，０００円でございます。同機器の購入金額の確定に伴うものでございます。

以上、令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第２２号、２３号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第２２号

令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７７０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億８４０万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

１枚おめくりください。

第１表　歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

一般会計・特別会計同様の説明とさせていただきます。

１款使用料及び手数料、７，６０９万７，０００円、△１万円、７，６０８万７，０００円。

８款諸収入、７，０００円、１万円、１万７，０００円。

９款町債、３，３９０万円、△７７０万円、２，６２０万円。

歳入合計、２億１，６１０万円、△７７０万円、２億８４０万円。

１枚おめくりください。

歳出でございます。

１款総務費、８，７５７万２，０００円、△７７０万円、７，９８７万２，０００円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第２表　繰越明許費

款、項、事業名、金額で説明させていただきます。

２款施設費、１項施設費、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う水道管布設替事業、５

００万円。

おめくりください。

第３表　地方債補正

起債の目的：公営企業会計適用債、補正前の限度額：１，３９０万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後でございます。限度額６２０万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

予算に関する説明書Ｎｏ．２２をお願いします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

５、６ページをお開きください。

９款町債、１項町債、１目簡易水道事業債、公営企業会計適用債７７０万円の減額でございます。

次に歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１２節委託料で、地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料△６６０万円、地方公営企業法適用支援（移行支援）業務委託料△１０８万４，０００円でございます。

続きまして、議案第２３号、議案書をお願いします。

議案第２３号

令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）

令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところに

よる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９７０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４，３４０万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和５年３月１５日提出

和束町長　　堀　忠雄

第１表　歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

こちらも同様の説明とさせていただきます。

５款繰入金、１億３，８０３万４，０００円、△３０万円、１億３，７７３万４，０００円。

８款町債、６，５６０万円、△９４０万円、５，６２０万円。

歳入合計、２億５，３１０万円、△９７０万円、２億４，３４０万円。

おめくりください。

歳出でございます。

１款総務費、４，６１０万８，０００円、△６７９万７，０００円、３，９３１万１，０００円。

２款管理費、５，１８１万５，０００円、△２９０万３，０００円、４，８９１万２，

０００円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第２表　繰越明許費

款、項、事業名、金額でご説明させていただきます。

１款総務費、１項総務管理費、下水道ストックマネジメント計画設計事業、１，７００万円。

２款管理費、１項施設管理費、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備等工事事業、４１６万４，０００円。

おめくりください。

第３表　地方債補正

１．変更

起債の目的：下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、限度額：２６０万円、証書借入又は証券発行、利率：年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額０円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

下水道事業（公営企業会計適用債）、１，２２０万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

補正後、限度額５４０万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

計、１，４８０万円、補正後５４０万円でございます。

それでは、予算に関する説明書Ｎｏ．２３をお願いします。

こちらも同様、主なもののみの説明とさせていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

歳入

８款町債、１項町債、１目下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債△２６０万円、公営企業会計適用債△６８０万円でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、委託料で地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料で△４１３万６，０００円、地方公営企業法適用支援（移行支援）業務委託料で△２６５万１，０００円でございます。

２款管理費、１項施設管理費、１目処理場管理費、主なものとしまして工事請負費で△６０万円。

同款、同項、２目管渠管理費、同じく工事請負費で△２４３万８，０００円の減額でございます。

以上、議案第２２号、２３号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

一般会計の２２ページ、道路新設改良費の祝橋の整備事業についてですけども、今回、工事請負費として一定の額が上がっておりますけども、今回どういう内容なのかということと、それから祝橋の事業については一定最終版だと思うんですけども、大

体いつ頃完成し、通行可能ということを考えておられるのか、その辺をお聞きしたいのと、地元の方からも、もうそろそろ完成すると聞いたけども、まだのようですけども、実際どの辺になるんだろうかという声も上がっておりますので、これは全町民のことでもありますけども、一定、めどについて周知されていくのも大事かと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

祝橋につきましての予算でございます。これは右岸工事を行っています工事費の補正でございます。

主なものとしましては、右岸側の家のあるところの擁壁の補強でございます。

祝橋についての工事の内容でございますが、現状、３年をめどに事業を進めております。現時点で完成は今年１２月初旬を目指しております。現状の工事でいいますと、今、発注している工事で右岸側がほぼ完成をします。左岸側につきましては、１軒、用地補償の関係で自宅の庭を今、修繕してもらっておりまして、これの完成後、工事を発注する予定をしております。この工事が完成しますと左岸側の工事に入るということで、基本的にはこの秋ぐらいには道がつながった状態が見えてきます。その後、ここの細かい工事すりつけ等を終わらせまして、この秋以降、１２月をめどに完成を目指して仕事を進めております。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

１２月、冬までかかるという今、答弁でした。これはそういう計画だということですけども、やはりまだ住民の方の中にはですね、この春にもできるんじゃないかというような声も出ておりました。いろいろと中身を十分知られてないこともあると思い

ますので、そういった完成のめどについては一定周知いただきたいというふうに思いますので、そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、災害対策について、２３ページ、２４ページに関連してお聞きしたいんですけども、当初予算のほうでは、いわゆる地域防災計画を見直していくということが予算に入っていたと思うんですけども、そういう中で、この間ずっと前にも指摘しておりましたけども、ずっと以前に設置いただいている、いわゆる避難所等への案内標示というものが大変老朽化もして見えにくくなっているということで、もう少し分かりやすい標示も含めて作り直してほしいと。やはり町内外の方から来られることもありますので、いざというときにどこに逃げればいいのかということも含めて明確な標示が必要だと思いますので、そのあたり今後どのようにされていくかというのをお聞きしたい。

それと、これも前にも言いましたけども、いわゆる浸水した際の浸水のハザードマップ、いわゆる標示ですね、これぐらいは水が来ますというようなことを今、周りの自治体とかでも公共施設等に標示をされているところが増えておりますけども、今度できる総合保健福祉施設もそうですし、保育園も基本的にやはり川のそばにそのまま改修したわけですから、今後、水害等の想定というのは考えておられると思います。そういったことも含めて、目で分かるような形での標示を今後ぜひ取り入れていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

避難所の案内所の看板といいますか、目印ですけども、こちらにつきましては、京都府の補助金なり、また、淀川河川事務所の補助の対象になるように現在要望をしておりますので、補助金がつき次第、対応を考えたいと思います。

あと、浸水域の関係でございますが、確かに近隣の木津川市等では見える化という形で進められております。現在、和束町のところでも、実際、和束町の庁舎を含めまして、どうするのかということで検討はさせていただきますが、あまり住民の方が不安を招かないように考えていきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

不安を招かないと言いますけども、やはり実際にハザードマップ等でここまで浸水想定があるということは分かっていただかないと、いざというときに大丈夫だろうとかいうことで楽観視して逃げないとか、被災するということになりますので、そこははっきりと現実の問題として、そういう危険があるということは周知する必要があると思いますので、そこはぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

次に、１９、２０ページの環境衛生費に関係してクリーンセンターのことで少しお聞きしたいと思うんです。

これは連合の事務ではあるんですけども、ただ、やはり町のほうから負担金も負担して運営しているという現実がありますので、少しお聞きしておきたいと思うんですが、町長は去年の１２月議会のときに、いわゆる１０月に起こったクリーンセンターの地盤の崩れというものについて質問があった際に、今年の１月頃には原因の究明、そして対策について明らかにしたいというふうに答弁されておりました。それから数か月経って今３月ですけども、先日、連合議会もあって一定お話はされたのかもしれませんけど、実際、あれだけの工事直後にああいう事態になったことについて、何が原因であったというふうに明らかになったのか、それと、それに基づいて今後どういう対策をするということで決められているのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀　忠雄君）

はい、お答えいたします。

今ご質問がありましたように、連合議会の各委員会ごとに二つありますけども、開かせていただきまして、業者のほうから説明をさせていただきました。

そのときの内容というのは、ご案内のとおり、一遍に工事を済ませたらよかったんですが、建屋がありますから、やっぱり建屋を残してやると大変な工事もしていかなきゃなりませんから、２工区に分けておるというのはご案内のとおりです。そのことによって建屋を残したところの雨水が原因であああいう事態を起こしたと。だから、雨水対策をきちっと取っていくということで、いわゆる応急対策ですね、その分の処理というのに取りかかろうということで今やっているわけであります。

業者の話の中では、大きな地すべりとか、そういうようなものは動いていない。そういうことで、応急対策で当面この問題は、建屋を除くときにまたやりますけども、その間はそのままでもいいという業者の方から得た応急対策の内容で今、取り組んでおると、こういうことでございます。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

先日の報道によりますと、先日の議会でも若干話題になっておりましたけど、いわゆる業者のお話の中で建屋の擁壁ですね、直下の調査はしてなかったとか、このままいけば、さらにまた崩壊する可能性はあるというようなことが報道として出されましたよね。去年の秋に一応完成したと言っていた工事というのは、そもそもそういうことが前からあるから、それを安定させるために工事したんじゃないかと思うんですよ。いわゆる和解金を使って、もともと不安定なんだから、そんなことは前から分かっていることなんだからね、それを一定安定させるためにあれだけの額を使って工事をしたということだったと思うんですよね。だから、私はあの新聞記事を読んで、一体何

を今さらそんなことを言ってるのかなと思ったんですよ。そんなこと何で今さら言ってるのかと、そんなこと分かってたからやったんじゃないのかと思うんですよね。

そういう意味で、何千万円というお金をかけた上であれだけの崩落が起こったと。じゃあ、その責任というのは一体どこにあったのかと。

原因は今、雨水だと言われましたよね。私は連合議会のある議員さんの話では、原因というのがよく分かってないというようなお話も伺ったんで、今、町長は雨水が原因だと言われましたよね。それは業者の方がそう言われたんですか。

そもそもあれだけの崩壊を起こした責任というのは一体どこにあるのか。その責任がはっきりしなかったら、じゃあ、誰がそれをリカバリーするのかということも出てきませんよね。その辺ははっきりしたんですか。どこに責任があって、誰の負担で今、言われたように応急対策していくと、それも決まってるんですか、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀　忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初に、そもそもあの新聞記事というのは、私、正直なところ記者からこの関係で取材も説明も一切させてもらっておりません。今日も実は載っておるんですけども、議員の方から声が出てるということですけども、あそこの契約の関係とか、いろいろ委員会も開いていただきましたけども、そして臨時議会、予算等、全員の議員さんで可決いただいております。そういう意味においては、新聞のどういうとこが出ているか分からないんですけども、私よりも非常に詳しい、どうなんだろうなというような載せ方、非常に不安のある記事が載っていたと。あれについては私も一切受けてないので、非常に遺憾に思っておると、こんな状態です。

それともう一つは、先ほど雨水ということですから、あの工事はそもそも一つでやっておれば対策は取れておったですけども、２回に分けてやらざるを得ない。いわゆ

る建屋を残す、これは休止をしているだけで廃止しておりません。廃止すれば、いわゆる補助金適化法にも引っかかったり、２０年というのは地元との話でありますから、だから、建屋をどうするかしていったらできるんですけども、もし、きっちりして金かけて工事を入れて、安全対策を取って、あと再開しないとなったら、こんだけ金かけて何で再開しないんやという非常にリスクも伴います。だから、あれははっきりと休止か廃止かという、その辺のところは大事でありまして、これはやっぱり国とか府との協議になってくるわけですから、それを先にやるという、だから２回に分けてやらざるを得ないと、こういうことから雨水の中で発生しました。だから、業者というのか、これはどなたの責任とも言えないというのがコンサルというんですか、測量された業者の声もあります。これは新聞記者にも言っておられるかどうか分かりませんが、そういう説明も受けております。

そういうことと併せて、あそこは今やっておりますけども、雨水で大きなものがあったんですけども、あとは調査を入れております。動いてないという確認で今やっております。そういう意味で、２回に分けてやる工事というのはやむを得ない。一遍にやればリスクが大き過ぎる。だから、そういう意味で、誰がどうなんだという問題には当たらないんじゃないかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

あれだけのことになっていて誰の責任でもないということですか。今２回に分けてする云々と言われましたけど、だったらあれは去年の９月の末の段階で工事が終わって、一応完成しましたということで確認もされてですよ。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員、質問を止めてください。

今、クリーンセンターの責任問題に触れておられますけども、連合議会のほうでそのことについては調査中で審議が進んでおりますので、連合議会のほうで推移を見守っていただいて、質問は別の角度のほうからしてください。

○７番（岡本正意君）

これは最後で聞かせていただきたいと思います。

じゃあ、町長、最後に聞きますけどね、誰の責任でもないと言われてますけど、９月末にそういうふうになってできましたよって引き渡したと。じゃあ、あのひび割れというか、あの崩落というのは初めから想定できたということですか。雨水が入ったらああなるんだということが分かってやったんですか。そういう工事だったんですか。あれだけの額の和解金を使って工事をしておきながら、何であんななったか分からんなんていうことはあり得ないですよ。

この和束町の議会で負担金の予算を決めてるんですよ。そんな無責任な支出を認められますか。だから、聞いているんですよ。そんなことではここから安心して支出できないじゃないですか。どうですか。あの崩壊というのは業者さんも行政も想定してたということですか。それで、今の段階で誰の責任か分からんというのは、それはちゃんと責任をはっきりさせるということですね。それはいつまでにされるんですか。それを答えてもらえますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀　忠雄君）

責任の範囲を超えておる。いわゆる自然の対策、予測以外のところに原因があったと、こういうように測量会社は言っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時５０分まで休憩を取ります。

休憩（午後２時４０分～午後２時５０分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

４番、村山議員。

○４番（村山一彦君）

私、１点だけお聞きしたいんですけども、一般会計の１１ページ、１２ページになるんですけども、奨学基金積立金１４４万円が計上されております。それはふるさと応援寄附金基金繰入金というような形になっているんですけども、せんだっての議会で奨学金の財源がふるさと応援寄附金というようなことになっているんですが、それが全てなんですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

大学生等奨学金の給付事業につきましては、和束町独自の施策でありまして、村山議員がおっしゃるように、和束町にいただいたふるさと納税を財源にして事業を展開させていただいているところでございます。

今回の１４４万円につきましては、これまでふるさと納税でいただいたこどもからお年寄りまでという形のふるさと納税の財源を活用させていただきまして、令和５年度以降の財源に充てるために今回積立てをさせていただいたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

４番、村山議員。

○４番（村山一彦君）

分かりました。

これは８ページになりますが、和束町ふるさと応援寄附金、前も言ったと思うんです。こどもからお年寄りまで元気なまちづくり、生業景観を守るまちづくり、これは非常に抽象的な言葉になってます。以前、長岡京市のほうへ視察に行ったときに、要するに、子供の書籍のために使うということ、そして街灯をきれいにするというような名目で寄付金を集めて、その当時、返戻品なしで１，０００万円集めておられました。この間、テレビでも言っておられたんですけども、目的を明確にするというのが非常に大事だと思います。奨学金は子育てに非常に大事なことだと思いますので、それを表に出して寄付金を募るということになれば、もっと多額の金額が得られるんじゃないかと思います。

この間、新聞にも載ってましたけども、今、若い方は奨学金の返済について非常に苦労をして、だから結婚も諦めているというようなことも載ってました。要するに、この奨学金は返済は要らないんですね。今後の名目についてもはっきりしたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、和束町のふるさと納税の目的につきましては、村山議員がおっしゃるように、現在、こどもからお年寄りまで元気なまちづくり、また、生業景観を守るまちづくり、この二つの内容に絞ってふるさと納税をしていただいております。

村山議員がおっしゃるように、確かに奨学金制度、この基金を活用しなければ運用できないということでございますので、前向きに検討はさせていただきたいと思います。

なお、奨学金につきましては、非課税世帯の大学生、専門学生についてですね、私学の場合、年間１２万円。ですから、大学４年間でいきますと最大４８万円の奨学金

を給付させていただいている制度でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

診療所の関係でお聞きしたいんですけども、いわゆるコロナ対策の関係ですけども、予算でも一定指摘もしましたが、５月８日から５類に移行するということも含めて、この間の無料検査等は京都府の制度も終わるので、終了するという話をされておりました。しかし、コロナ自身の特性は何も変わっていないという状況の中で、一定期間、引き続き無料検査を継続するということが私は必要だというふうに思うんです。

まず、確認したいんですけども、そもそも診療所のほうでは、負担は別にしても検査そのものは今後もしていただけると。いわゆる発熱外来というか、そういった位置づけの診療もしていただけるということで確認をさせていただきたいのと、財源的にちゃんとすれば、無料検査そのものは町独自でもできないことはないということでよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長、答弁。

○診療所事務長（細井隆則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、発熱等の方の対応、その一環として検査は必ずついてくるかと思います。それにつきましては、点数の改定もあるかもしれませんけれども、今までどおりそれに従って行うと。発熱の患者さんを受け入れるということでご理解いただければと思います。

それから、無料検査につきましてですけれども、診療所としても補助金をいただい

てやっとできるものでございます。診療所として無料でするというものではないというふうに考えておりますので、それは財源がどこかであれば利用できるかもしれませんけれども、診療所として財源を持っているというものではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

町長にお聞きしたいんですけども、先ほど来、言っておりますように、５類になっても別に何が変わったわけじゃないんですよ。前も町長言っておられましたよね。コロナが軽くなったとか、感染力が弱まったとか、そういうことは一つもないんですね。ただ単に政府が下げるというだけの話なので、要は、感染性というものは本当に強いままなんですよね。そういう点では、やはり無症状の方とか、軽症の方というのが多い中で、そういう方から重症化しやすい方に移るっていうリスクというのは引き続き強いわけです。ですから、やはり安心して検査を受けられるということは引き続き重要なことだと思います。

京都府や国の補助金がなければできないなんて言われたけどね、私はそんなことはないと思うんです。町としてちゃんと位置づけてそういった検査を続けるということはできると思いますんで、町長の判断で、診療所が地域の安心できる拠点として進めていくという一環として、町として財源を措置してでもそういった措置をやっていただきたいと。

むしろ、今、無理でも、感染の状況に応じて町の判断でそういうこともあり得るということで判断いただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀　忠雄君）

この件につきましては、答弁もさせていただきましたように、コロナの変わり目のときでありますが、コロナ対策というのは、これで終わったということやなしに、広く考えて進めていかないと大変だと。そのためにも財源確保というのは非常に大事なことでありますので、これからの国・府の動きを見ながら進めてまいりたいと、このように思っています。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

あと、下水道の関係なんですけども、この間、いわゆる移住者対策として空き家対策の一環で特区制度もある中で、最大１８０万円補助できるということで、それを使って、例えばくみ取りだったものを水洗化するということに使われていると思うんですね。

一方で、移住者にはそういうものがありますけども、ずっと住んでおられる方ですね、居住者というか、そういう方というのは何もないわけですね。やはりそういう意味では、移住者の方にはそういう一定の補助金もあって水洗化も進めていけるけど、ずっと住んでこられた方は何もないという状況の中では、下水道の普及という意味でも大変格差が出てしまっていると思うんですが、そのあたり今後、一般の下水道の対策としても、どこまで同等になるか分からないですけども、一定のそういう補助もしていかないとなかなか進んでいかないんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

まず、私のほうからは、下水道の接続についてだけお答えさせていただきます。

移住に関しての補助金につきましては、地域力の課長のほうにお願いしたいと思っ

ていますので、よろしくお願いします。

下水道につきましては、整備をした段階で３年間で接続してほしいということで、その間は接続の奨励金を出しておりました。その間に接続していただくのが本来の形でありまして、後々ということにはそういう制度が今ないということの中で対応していただいております。

現状、接続率は低いので、一つでも多く接続していただけるようにそういうような広報はさせていただきますけども、現状、財源措置というのはありませんので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

質問の中に移住・定住という言葉が出てましたので、地域力推進課長、答弁していただけますか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

家主のほうでございますが、一応、府の補助金制度がございまして、流動化の促進事業ということで、こちらにつきましては特別区に限定されるんですが、家財撤去費として上限１０万円まで補助させていただいているという事業でございます。また、令和５年度からにつきましては、それ以外にも家具の撤去費ということで、特別区域外の地区になるんですけども、そちらにつきましては上限５万円を補助させていただくということで対応させていただいているところです。

よろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

これは前から言ってることですけども、確かに３年間の間に奨励金があったということですけども、ほんのわずかしかないわけですよね。特別対策があったときでも二十数万円だったと思うんですね。ですから、それではなかなか負担が大き過ぎて接続にいかないというのがここずっとあったと思うんです。

一方で、そういう移住者に対しては移住してほしいから水洗化したトイレで住むというのが、それはそれで今、定着もしている中で、やはりそれに使えるお金はあるけども、実際住んでる方自身がなかなかそういったものが使えないとなると、不公平感というのはどうしてもあると思うんですね。

ですから、そこは町長ね、これまでのことも踏まえて、いわゆる毎年何軒ぐらいまでは受け付けて、そういうのをつくっていくとかいうようにしていかないと、やはりなかなか大きな負担になってしまうというように思いますので、そこは町長の判断でそういった制度もつくっていただきたいし、例えば、住宅リフォーム制度などをやっている自治体もありますけども、それは水洗化も対象になってます。ですので、そういったことも含めて何らかのそういう補助制度を今後検討いただきたいというように思いますので、そこは町長のお話を伺っておきたいということです。

それと、総務課長にお聞きしたいんですけども、茶源郷まつりですけど、私の間違いだったら申し訳ないんですけど、いまだにホームページでも告知されてないと思うんですね、茶源郷まつりがありますというのが。たしかＳＮＳか何かで発信されましたよね。それは私も見たんですけども、ホームページにはいまだに多分出てないと思うんですよね。あるということ自身も出てない。内容はもちろん全然出てないというのがあると思います。

この１９日という意味では、町を挙げた祭りという意味ではどういう位置づけなのかと思いますし、この間、実行委員会というか、総務課のほうで出演依頼なんかもしていただいたんですけども、かなりぎりぎりのような対応で、案内が来たはいいけども、締切が２日後とか、そういうような案内だったわけです。かなりバタバタ感を感

じているんですけども、そのあたり、１９日に向けて住民のほうは本当に大丈夫なのかというふうに心配もしているんですけども、そのあたりの状況を報告いただきたいと思うんですけども、併せてよろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀　忠雄君）

今、下水道、そういったものに質問いただいておりますが、和束町にも何がいいかというのはやはりそのときそのとき検討しながら、必要な対策はとってきているわけで、一遍にこれもあれもという形ではありません。先ほどもありますが、財源の確保も併せて、何からやるべきかということを踏まえて一歩一歩やるべきことはやっていけるように努力をしていきたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

茶源郷まつりに係る住民への周知でございますが、防災行政無線では先週の金曜日から住民向けに連絡放送をさせていただいているところでございます。また、茶源郷まつりのチラシにつきましては、本日の区長配布で各戸にチラシを配布させていただくということで、遅いんですけども、対応させていただいております。

また、町内外の周知についてでございますが、昨日、井平尾のバス停、また会場周辺、それと加茂と和束の境界になっている新しい橋のところにのぼりを立てさせていただきました。

ホームページにつきましては、チラシが本日配布させていただきますので、本日付でホームページにはアップをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第２０号　令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２０号　令和４年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２１号　令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２１号　令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２２号　令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２２号　令和４年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２３号　令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２３号　令和４年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１０、発委第１号　和束町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

小西　啓議員。

○９番（小西　啓君）

発委第１号　和束町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度が地方公共団体にも適用されることになりました。ただし、議会については改正後の個人情報保護法の適用対象外とされたことから、同法の施行日、令和５年４月１日以降の議会の個人情報の取扱いを規定するため、本条例を制定するものです。

発委第１号

和束町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和５年３月１５日

提出者　和束町議会運営委員会委員長　小西　啓

和束町議会議長　岡田　泰正　様

それでは、議長のお許しを得ておりますので、条例の最後のページにつけておりま

す概要により説明させていただきます。

和束町議会の個人情報の保護に関する条例　概要

第１章　総則（第１条～第３条）については、和束町議会(以下「議会という」)における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義とともに、議会の責務について定めます。

第２章　個人情報等の取扱い（第４条～第１６条）については、議会の個人情報の取扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報や個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務や匿名加工情報の取扱いに係る義務について定めます。

第３章　個人情報ファイル（第１７条）については、議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めます。

第４章　開示、訂正及び利用停止等（第１８条～第４６条）については、個人情報の開示に関して必要な事項や、その他に訂正や利用停止に関する事項について、また、地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問は、町条例に設置される審査会に委任することを定めます。

第５章　雑則（第４７条～第５２条）については、条例で適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項を定めます。

第６章　罰則（第５３条～第５７条）については、町は改正法の適用を受けて運用することから、議会においても罰則に関する事項について定めます。

施行期日

改正法及び町条例の施行日にあわせ、令和５年４月１日とします。

以上です。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

幾つか確認させていただきたいと思います。

一つは、議会が保護すべき個人情報というのはどういうものが想定されるかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

９番、小西議員。

○９番（小西　啓君）

議会議員が議会活動で個人情報を得られることに対しては規制することができません。ただ、議会の中で知り得た個人情報、また議会事務局から知り得た情報を他に漏らしたら駄目だということです。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

具体的に言いますと、例えば、傍聴者の名簿であるとか、あとは請願等があった場合の署名等の名簿類ですね、そういったものも含まれるでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

９番、小西議員。

○９番（小西　啓君）

それも個人情報で含まれております。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

あと１点ですね、いわゆる全体としてはあれなんですが、１６条の匿名加工情報の取扱いに係る義務についてですけども、これは先ほどの町のほうの個人情報保護施行条例のときに触れましたけども、匿名加工情報というのは、一定の加工を施した個人情報を民間のところに提供できるという仕組みになるわけですけども、今回、議会については、国の個人情報保護法の適用外ということで議会としてこういう条例をつくるわけですけども、そうであるならば、なぜわざわざこの匿名加工情報の取扱いについても同じように準用しているのかというのが理解ができないし、特別これが要るものなのかどうかということですね。議会が預かる個人情報というのは、あまり民間が活用するというような、なじまないようなものがあると思うんですけども、いずれにしても、匿名加工情報の取扱いについては、あえてここに入れる必要があったのかというふうに思いますし、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

９番、小西議員。

○９番（小西　啓君）

これは非常に難しいんですけど、岡本議員の言っておられることはよくよく分かるんですけれど、町長が町の個人情報の取扱いについてのことと大体同じような関係ですけれど、匿名加工情報の取扱いにもそのような義務があるというふうに議会のほうも感じておりますので、こういう取扱いになっております。

ただ、行政用語で非常に難しい言葉遣いになっておりますが、私も議運のときにこれをさせていただくということになりまして、島川事務局長から、これをよく勉強しておいてくださいと言われて、ちゃんと渡させていただきました。そして、私は私なりに一生懸命読み込みさせてもらったんですが、局長に、こんな難し過ぎてなかなか分かりづらいんですけれどと言ってたんですけれど、勉強させていただいた関係でこうして答弁させていただけるんですけれど、なかなか分かりづらいことだと思います

けど、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

小西議員の努力には敬意を表したいというふうに思いますけども、ただ、やはりこの匿名加工情報というのは、やはり情報漏えいの危険性として大変リスクが高いものでありますし、いろんな意味で行政のことも含めて懸念されている部分です。今回は適用外の議会としてあえて盛り込むということはあまり意味がなされないというふうに思っておりまして、あえてそのリスクを抱える必要があるのかというふうにも思いましたのでお尋ねさせていただいたんですけども、その点、一番気になっておりますので、議員の努力には申し訳ないんですけども、この点についてやはり懸念がありますので、そういった態度でいかせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第１号　和束町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発委第１号　和束町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第１１、発委第２号　地域公共交通への支援強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

村山一彦議員。

○４番（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、地域公共交通への支援強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

発委第２号　地域公共交通への支援強化を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び議案の説明といたします。

発委第２号

地域公共交通への支援強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和５年３月１５日

提出者　和束町総務厚生常任委員長　村山　一彦

和束町議会議長　岡田　泰正　様

地域公共交通への支援強化を求める意見書

公共交通機関は、通勤・通学をはじめ住民生活やまちづくりにとって必要不可欠なインフラです。とりわけ、鉄道路線がない本町にとって路線バスは唯一の公共交通であり、生命線とも言える重要な存在です。

一方、若い世代の流出や人口減少が急激に進み、年々、路線バス利用者が減少、経営状況は悪化の一途をたどり、厳しい状況が続いています。

本町の路線バスは国庫補助を受け運行していますが、コロナ禍の影響も重なる中、

町が支出する赤字補填額がさらに膨らみ、財政を圧迫しています。町では来年度から路線再編を行うとともに、地域とバス停をつなぐデマンド型乗合交通の実証運行を実施するなど、経営維持とともに住民の移動手段の確保と利便性の向上に努めていますが、公共交通を安定的・恒常的に維持充実していくには国の支援強化が欠かせません。政府におかれましては、どの地方、地域での生活においても住民が不便なく移動できる公共交通の役割を踏まえた抜本的な対策強化に取り組まれるとともに、補助基準の拡充など、地方バス路線への国庫補助制度の見直しを検討・実施されるよう求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年３月１５日

内閣総理大臣　　岸田　文雄　様

財　務　大　臣　　鈴木　俊一　様

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫　様

京都府相楽郡和束町議会

以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第２号　地域公共交通への支援強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第２号　地域公共交通への支援強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第１２、発議第１号　インボイス導入中止、消費税減税を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

発議第１号についての提案理由を申し上げます。

今年１０月から政府が導入予定のインボイス制度は、適正な課税を口実に、これまで免税だった中小零細業者や農家、個人事業主などを課税業者に組み入れ、ただでさえ経営基盤が弱い上に、この間のコロナ禍や物価高騰により苦境が続いている業者をさらに追いつめる制度です。その一方で、大手電力会社には制度導入による損失を電気料金値上げで補填する方針が進められ、電気料金値上げに苦しむ国民生活への負担転嫁が明らかになるなど、問題が山積しております。

インボイス制度の導入は、地域経済を支える中小零細業者や農家にとってメリットはなく、本町の地域経済やまちづくりにとってもマイナスでしかありません。また、異常で深刻な物価高騰が続く中、物価を引き下げ、全ての人に恩恵がある消費税減税を今こそ実施すべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第１号

インボイス導入中止、消費税減税を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基

づき提出します。

令和５年３月１５日

提出者　和束町議会議員　岡本　正意

和束町議会議長　岡田　泰正　様

インボイス導入中止、消費税減税を求める意見書

政府は、今年１０月からインボイス制度を導入する予定ですが、影響を受ける商工業や農業者をはじめ、アニメや漫画等のエンタメ業界、俳優、脚本家や作家等の文芸団体、映画界、各業界を支えているフリーランス、税の専門家である税理士団体など、多くの業界や団体、個人から制度導入の中止、延期を求める声が大きく上がっています。

インボイスとは、税務署の登録番号がついた領収書・請求書のことで、これがなければ仕入れ・経費の消費税が引けなくなり、納税額が増えることから、課税業者はインボイス発行を取引先に求めることになります。一方で、免税業者はインボイス登録すれば課税業者となり、税負担が増え、登録しなければ取引ができないなど経営が困難になり、倒産や廃業の危機が広がっています。零細・中小業者やフリーランス等の個人事業主ほど打撃が深刻で、地域経済をますます疲弊させることは明らかであり、導入は中止すべきです。

インボイスは業者だけの問題ではありません。政府と大手電力会社はインボイスによる損失を電気料金値上げで補填・穴埋めする方針で、電気料金値上げに苦しむ国民全体に負担をかぶせようとしています。また、地域経済を支える零細・中小の商工業者や農家等の苦境は地域住民の生活も苦境に陥れることになります。

今、政府がすべきことは、インボイス導入を中止するとともに、消費税減税を決断し、異常な物価高騰に歯止めをかけ、物価高騰から生活や生業を守ることであり、真剣に検討し、実施することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年３月１５日

内閣総理大臣　　岸田　文雄　様

財　務　大　臣　　鈴木　俊一　様

京都府相楽郡和束町議会

よろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

６番、井上議員。

○６番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、インボイス導入中止、消費税減税を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

「インボイス制度」は税の公平性を求めるものであり、消費税開始当初の３％時には、１，０００万円未満の売上にはさほどの税収がないところに収納の手間が多いため、見送られることとなりました。しかし、今日のように税率が８％、１０％になった場合、消費者からすれば一部業者に恩恵をもたらすことはよくないという考えの元から、検討されることに至りました。

消費者から受け取った税金は当然収納すべきものであるので、インボイス導入はやむを得ないものと考え、反対といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにありませんか。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

賛成です。

発議第１号の賛成討論を行います。

意見書にもあるように、インボイス制度の導入により、多くの業者、とりわけ零細業者、個人業者等が多大な打撃を受け、私たちも日常的に親しんでいる芸能や映像、文化に関わる業界は危機的な事態に追い込まれることから、多くの関係者が反対し、撤回や延期を求めております。

制度導入による影響は業種や経営規模などにより様々あると思われますが、負担能力が脆弱な業者を課税業者にするなど、新たな増税と同様であり、課税業者にとっても損失を被るケースが多く想定されることから、決してよい効果は望めないものであることは明らかです。

その一方、意見書にも指摘があるように、インボイス制度の導入による大手電力会社の損失を電気料金に転嫁して補填、穴埋めするやり方を政府も一体になって進めようとしていることはあまりに不当と言わざるを得ません。

補填額は、激変緩和措置が終了する７年後には現段階で年間５８０億円にも上るとされており、この分がそのまま電気料金値上げとなって国民負担になると想定されております。しかも、このような補填は大手電力会社だけに適用されるもので、電気料金の大幅値上げに悲鳴を上げる国民をまさにばかにしたような、あまりに不公平な特別扱いに強い憤りを覚えるものです。

以上のことからも、インボイス制度の導入は中止すべきです。

意見書が最後に訴えておりますように、今、政府が最優先ですべきことは消費税減税の決断であります。あれこれの中途半端な対策よりも、全てのものに係る消費税を減税することが物価高騰に歯止めをかけ、生活や生業を守る一番の対策であり、世界

的にも既に１００か国もの国や地域で実施しており、日本でこそ実施すべき減税であります。直ちに消費税減税を決断することを強く求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論はありませんね。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第１号　インボイス導入中止、消費税減税を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第１号　インボイス導入中止、消費税減税を求める意見書は、否決されました。

日程第１３、発議第２号　保険証廃止とマイナンバーカードへの一元化の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

発議第２号の提案理由を申し上げます。

国民皆保険の下で、保険証は赤ちゃんから高齢者まで全国民が保有する、また、すべきものであり、誰もが等しく医療を受けるために発行されているものです。一方で、マイナンバーカードの取得は任意であり、個人の判断、自由に任されているものです。ゆえに、保険証とカードを一元化することは事実上のカード取得の強制であり、そもそも違法であります。

住民にとって、これまでどおりに保険証を発行することに何の不便も支障もない一方、カードとの一元化で想定される様々な問題の方がはるかに深刻であります。何よ

りも、カードを無理やり持たせるために国民の命と健康を人質にとるような悪質なやり方はまともな行政とは到底言えないものであることから、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第２号

保険証廃止とマイナンバーカードへの一元化の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和５年３月１５日

提出者　和束町議会議員　岡本　正意

和束町議会議長　岡田　泰正　様

保険証廃止とマイナンバーカードへの一元化の撤回を求める意見書

昨年、政府は紙の健康保険証を２０２４年秋に廃止し、マイナンバーカードへの一元化を進める方針を打ち出しました。しかし、マイナンバーカードの取得は法律上も任意となっており、誰もが不可欠な保険証をなくし、カードへの一元化を進めることは明らかに強制であり、法律違反です。直ちに撤回すべきです。

デジタル庁は、カードを取得しない人に健康保険の「資格確認書」を発行し、有効期限を最大１年とする方針で、当初は有料とする案を検討していましたが、申請に基づいて無料発行とするとしています。しかし、これらも「カード取得は任意」との法律を無視するものであり、本来は不必要な行為であり、極めて無駄と言わざるを得ません。

また、一元化に先行して、カード保険証に対応する読み取り機器の医療機関への設置が進められていますが、既に不具合が全国的に発生し、診療に影響が出ています。仮に一元化した場合、停電時も含め、機器に不具合が生じた場合にどう対応するのか、高齢者施設等でのカード管理はどうするのか、滞納対策で実施してきた短期保険証発

行はどうなるのかなど課題は山積しており、繰り返し指摘するが、そもそも「カード取得は任意」との法律に違反するものです。政府は、事実上のカード取得強制である健康保険証のカードへの一元化方針を撤回し、紙の保険証は存続することを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年３月１５日

内閣総理大臣　　岸田　文雄　様

財　務　大　臣　　鈴木　俊一　様

デジタル担当大臣　　河野　太郎　様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

６番、井上議員。

○６番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、保険証廃止とマイナンバーカードへの一元化の撤回を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

マイナンバーカードと保険証への一元化の意義は、そもそも現在の保険証には自動車免許証のような写真がなく、個人と特定でき得るただ一つの番号はマイナンバーであること、このことは過去においての保険証不正利用を防ぐための措置であり、国民

の税金が不正利用によって使用されている金額が特定できない点でもあります。「マイナンバーカード取得」は任意であり、決して強制されているものではございません。

さらに、カードを取得しない人には「健康保険資格確認書」を発行されるので、カードを持つ人、持たない人と区別化するものであって、法律違反でもありません。

税の厳格な使用のため、私見ではありますが、「セキュリティ・クリアランス」を法整備し、ＩＴ化のため、マイナンバーカードを法律で義務化し、不正利用したものは厳しい制裁でもって処分されるよう、また健康保険証との一元化することを望み、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

賛成です。

発議第２号の賛成討論を行います。

提案理由でも指摘したように、保険証のマイナンバーカードへの一元化は任意であるカード取得の事実上の強制であり、明らかな違法行為であるとともに、国民の命と健康を守るための命綱である保険証を人質に取る乱暴なやり方は、国民への丁寧な説明と納得の上に行われるべき行政の責任を放棄するものであり、到底認められません。

そもそも、保険証の廃止は国民も医療関係者も自治体も誰も望んでおりませんし、むしろ反対や疑問の声が多いのが実態であります。現行の保険証の運用で誰も困っていないのに無理やり廃止と一元化を進め、無用な混乱や問題を持ち込んでいるのが岸田政権であります。

意見書にもあるように、政府は、カードを取得しない、保険証と紐づけしない人に健康保険の資格確認書を発行するとしていますが、保険証を廃止しなければ必要がないものであり、しかも機能は同じである以上、全くの無駄でしかありません。また、

資格確認書の発行は申請が必要であり、しかも１年間の期限つきで、申請漏れで無保険になる危険性があります。

井上議員はご存じか知りませんけども、現在は保険証の発行は行政の義務であり、申請は不要であることからも、住民にとっても行政にとっても無用な手間や事務がかかるだけで、何のメリットもありません。

さらに、意見書にあるように、カード保険証を使うには読み取り機器が必要で、設置自身が医療機関の負担になるだけでなく、読み取り機が不具合を起こして使用できないケースは既に発生しており、災害時も含めた停電時の対応などの問題もございます。これらの問題は保険証を廃止しなければ起こらないことであり、一元化の方針を撤回し中止すればよいことであります。保険証廃止とカードへの一元化は、カードを持つ人にも、また持たない人にも何らメリットがないばかりか、国民にカード取得を強制せんがために安心して医療を受ける権利を侵害し、命と健康をも脅かす本末転倒の暴挙でしかないことを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論ございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第２号　保険証廃止とマイナンバーカードへの一元化の撤回を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第２号　保険証廃止とマイナンバーカードへの一元化の撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第１４、発議第３号　新型コロナウイルス感染症の５類移行に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

発議第３号についての提案理由を申し上げます。

政府は５月８日から新型コロナ感染症を季節性インフルエンザ並みの５類に引き下げ、検査や診療体制、それを支える財政措置など、一連の感染対策を段階的に縮小、緩和しようとしておりますが、その判断は医学的、科学的な根拠によるものではなく、極めて政治的と言わざるを得ません。

これまでで最大規模の感染者と死亡者を出した「第８波」のときとウイルスの感染力などの特性は何も変わっておらず、保健所や医療機関などの体制も脆弱なままで、類型だけ下げ、対策を弱めれば、次の感染の波が襲った場合はこれまでになく厳しい状況になる危険性があり、住民の命と健康を危険にさらすことになることから、５類への移行はあくまで命と健康を守る立場から慎重に対応すべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第３号

新型コロナウイルス感染症の５類移行に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和５年３月１５日

提出者　和束町議会議員　岡本　正意

和束町議会議長　岡田　泰正　様

新型コロナウイルス感染症の５類移行に関する意見書

政府は、５月８日から新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけを現在の２類から季節性インフルエンザと同じ５類に移行する方針ですが、医学的、科学的根拠に基

づく判断とは言えず、専門家や国民から「拙速」との声や疑問、不安が広がっています。

政府は「コロナ前の日常を取り戻す」などと言いますが、感染力の強さなどウイルスの特性は何も変わっておらず、たとえ無症状や軽症でも後遺症に苦しむケースも多く報告されている状況です。「第８波」ではこれまで以上に医療現場が逼迫し、１日数百人の死者を出す深刻な状況となり、このまま拙速に５類に移行すれば次期の感染拡大では悲惨な事態になりかねません。

政府は、移行すればコロナ対応の医療機関が増えるとしてますが、現場や専門家の見方は厳しく、むしろ担い手は減る恐れがあります。移行に伴い、発熱外来や病床の確保等への財政支援が弱まり、なくなれば、医療機関は機能も体制も維持できなくなります。また、コロナ患者の医療費や検査費等への公費支援が縮小・廃止されれば国民負担は大幅に増え、受診控えや自宅放置が増加し、助かる命も助からない事態が頻発しかねません。

このような下での５類移行は感染対策を自己責任化し、政府は責任も役割も放棄することにほかなりません。５類にするのであれば、検査や医療提供体制を維持・強化し、公費負担による支援を継続する必要があり、それができないのであれば５類への移行は中止し、国民の命と健康を守る立場で慎重な検討・対応を行うべきです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年３月１５日

内閣総理大臣　岸田　文雄　様

厚生労働大臣　加藤　勝信　様

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣　後藤　茂之　様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

６番、井上議員。

○６番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染症の５類移行に関する意見書に対して反対の立場で討論いたします。

まず、第１に、医学的・科学的根拠に基づく判断をしようとすれば、永久に２類から５類に落とすことができません。それこそ医療機関崩壊へとまっしぐらに進むこととなります。

１９２０年代にパンデミックに至ったスペイン風邪でさえも、約２年後には平常を取り戻したと過去の歴史から学ぶことが大事であり、コロナとともに未来に向けて我々人類は歩まなければならない。さらに経済の停滞はコロナ以上に深刻な様相を呈することとなります。

現在のコロナは発症当初に比べワクチン接種、治療薬の開発が進み、コロナによる致死率は通年のインフルエンザ並みにまで下がってきている現状が考えられております。ゆえに、政府の責任や役割の追求を行うことより、個々が自らマスク使用、手洗い、うがいなど自衛し、インフルエンザ同様、コロナにかからないよう心がけることが大事であると考え、反対といたします。

○議長（岡田泰正君）

討論はありませんか。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。発議第３号についての賛成討論を行います。

意見書にもありますように、今回の５類への移行方針は医学的・科学的な知見や根拠に基づいた判断とは言えず、国民の命と健康を感染症から守ることより目先の経済活動や財政事情を優先したと言わざるを得ません。

先ほど井上議員のほうから、医学的・科学的な見地を適用すれば終わらないと言われましたけれども、それは私は逆だと思います。政府はこの間、まさに医学的・科学的な知見を無視してやってきたことがこの収束を遅らせているというふうに言わざるを得ませんし、いわゆる医療機関等の逼迫も起こしているのもそこにあるというふうに思いますので、ぜひ、そこを直視していただきたいというふうに思います。

今、言いましたように、実際、政府はこれまでもたびたび専門家の意見や知見を踏まえない判断を繰り返し、そのたびに現場を混乱させ、命を危険にさらしてきました。今回の判断も、厚労省の審議会で「１年に３回も流行を起こし、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を５類に当てはめてよいのか」などの懸念の声が上がり、国の役割縮小には否定的な意見が出されていたにもかかわらず、それらの懸念を無視し、緩和ありきで決めた経過がございます。このような科学的知見の軽視の下での判断による５類移行に不安の声があがるのは当然であり、極めて無責任と言えます。

つい最近まで流行していた「第８波」では連日数百人を超える死者を出す事態となり、改めて季節性インフルエンザとは同等扱いできない新型コロナの感染力の強さや、特に高齢者や基礎疾患を持つ方にとって大きな脅威であることが浮き彫りになりました。また、軽症の方でも長く後遺症に苦しむケースも多く報告されており、いまだウイルスの実態は未解明の部分が多くあることも事実であります。何よりも感染の波が起こるたびに保健所や医療、救急の現場が逼迫、崩壊を繰り返し、スタッフの疲弊や医療機関の経営も苦境が続いています。

政府は、５類への移行で対応できる医療機関が増えると宣伝していますが、現場の専門家は「楽観的で根拠はない。逆に縮小する傾向になる」と警告しています。なぜかと言えば、政府は入院について病床確保などの公的支援を段階的に縮小・廃止する方針であり、そうなれば医療機関は赤字になるからです。

さらに政府は患者への公費負担も縮小・廃止する方針で、これまでの無料検査も打ち切り、診療費用も通常の負担にしようとしていますが、現在の治療費用では多大な負担増となり、必要な検査や診療も経済的理由で抑制され、感染が抑止できず、重症化予防にも支障を来すなど、国民の命を危険にさらす状況を広げかねません。

新型コロナの感染拡大から丸３年が経過しましたが、この間のパンデミックの経験で明らかになったことは、保健所や医療機関などの体制がこれまでにどれだけ削られ、弱体化していたのか、普段から保健所や医療機関などの現場がいかにぎりぎりのスタッフ体制を強いられていたのかという現実であり、未知の感染症に立ち向かう体制も危機管理もいかに脆弱で放置されてきたかということでした。

コロナ感染から学ぶべきは、これまでの保健医療行政の在り方を反省し、普段から余裕をもって業務に当たれる体制を整備すること、国民が安心して医療を受けられる医療制度や体制を保障することにほかなりません。しかし政府は、何度も感染の波を繰り返し、そのたびに現場が逼迫・崩壊し、救える命も救えない事態を繰り返してもそれを全く教訓とせず、保健所や検査、医療体制の抜本的強化に取り組まないばかりか、コロナ前に計画していた地域医療体制の統廃合を予定どおり進めようとしています。このようなコロナから何も学ばない姿勢のままウイルスの危険性は何も変わらないのに、「普通」に類型だけ引き下げれば、私たちの命と健康はこれまでにない危険と脅威にさらされることになるのではないでしょうか。

これ以上、救える命が救えない事態を生まないためにも、５類に移行するならそれにふさわしい体制強化を行うべきであり、それができない、しないのであれば、５類への移行は慎重に対応すべきであることを述べて、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論ございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第３号　新型コロナウイルス感染症の５類移行に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第３号　新型コロナウイルス感染症の５類移行に関する意見書は、否決されました。

日程第１５、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期、定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀　忠雄君）

令和５年第１回定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

まずは、本議会に提案をさせていただきました議案等につきましては、全議案ともご承認をいただきまして本当にありがとうございます。今回の議会におきましても、活発な議論をいただき、また、貴重なご意見もいただきました。今後のまちづくりに生かせていただきたいと思います。

また、議員の皆様方には、本定例会が今期最終の定例会ともなりました。この間、非常にコロナ禍の中、大変な時期、また和束町のまちづくりにおいても非常に多くの課題のある中でのまちづくり、議員の皆様方には非常に大きくいろいろとご指導、ご協力をいただきましたことをこの場を借りまして厚く御礼申し上げます。

また、こうして皆様方とは次の定例会にもお会いできる日を願っております。

また、併せまして、この三寒四温と言われておりますが、春に向かって進んでいることは間違いないわけなんですが、まだ厳しい寒さも残っております。どうか体には十分気をつけていただきまして、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして、令和５年和束町議会第１回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後４時０１分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実に相違なきことを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定によって署名する。

和束町議会議長　　岡　田　泰　正

署名者　　和束町議会議員　　藤　井　清　隆

〃　　和束町議会議員　　村　山　一　彦